

(5) 千葉地域公害防止計画

ア 計画の目標

区 分		項 目	目 標
水質汚濁	(1) 健康項目	ア 水質底質を含む ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）第1の1に定める基準値 ・水質（水底の底質を除く。） 1年平均値が 1pg-TEQ/L 以下であること。 ・水底の底質 150pg-TEQ/g 以下であること。
		イ 地下水 カドミウム 全シアン 鉛 六価クロム 砒素 総水銀 アルキル水銀 PCB ジクロロメタン 四塩化炭素 塩化ビニルモノマー 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ふっ素 ほう素 1,4-ジオキサン	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）第1に定める基準値 ・カドミウム 0.003mg/L 以下 ・全シアン 検出されないこと。 ・鉛 0.01mg/L 以下 ・六価クロム 0.05mg/L 以下 ・砒素 0.01mg/L 以下 ・総水銀 0.0005mg/L 以下 ・アルキル水銀 検出されないこと。 ・PCB 検出されないこと。 ・ジクロロメタン 0.02mg/L 以下 ・四塩化炭素 0.002mg/L 以下 ・塩化ビニルモノマー 0.002mg/L 以下 ・1,2-ジクロロエタン 0.004mg/L 以下 ・1,1-ジクロロエチレン 0.1mg/L 以下 ・1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L 以下 ・1,1,1-トリクロロエタン 1mg/L 以下 ・1,1,2-トリクロロエタン 0.006mg/L 以下 ・トリクロロエチレン 0.03mg/L 以下 ・テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下 ・1,3-ジクロロプロペン 0.002mg/L 以下 ・チウラム 0.006mg/L 以下 ・シマジン 0.003mg/L 以下 ・チオベンカルブ 0.02mg/L 以下 ・ベンゼン 0.01mg/L 以下 ・セレン 0.01mg/L 以下 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/L 以下 ・ふっ素 0.8mg/L 以下 ・ほう素 1mg/L 以下 ・1,4-ジオキサン 0.05mg/L 以下
(2) 生活環境項目	ア 河川	生物化学的酸素要求量	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）第1の2の(1)に定める基準値 ア 河川 生物化学的酸素要求量 A類型 2mg/L 以下 B類型 3mg/L 以下 C類型 5mg/L 以下 D類型 8mg/L 以下 E類型 10mg/L 以下
	イ 湖沼	化学的酸素要求量 全窒素 全りん	イ 湖沼 化学的酸素要求量 A類型 3mg/L 以下 B類型 5mg/L 以下 全窒素 全燐 Ⅲ類型 0.4mg/L 以下 0.03mg/L 以下 Ⅴ類型 1mg/L 以下 0.1mg/L 以下
	ウ 海域	化学的酸素要求量 全窒素 全りん	ウ 海域 化学的酸素要求量 A類型 2mg/L 以下 B類型 3mg/L 以下 C類型 8mg/L 以下 全窒素 全燐 Ⅱ類型 0.3mg/L 以下 0.03mg/L 以下 Ⅲ類型 0.6mg/L 以下 0.05mg/L 以下 Ⅳ類型 1mg/L 以下 0.09mg/L 以下

イ 千葉地域公害防止対策事業計画に係る地方公共団体等の講ずる施策に要する経費

(23～27年度, 単位: 百万円)

事業名		計画期間内計画事業費		
公害防止対策事業等	特例負担適用事業	特定公共下水道	—	
		下水道 (終末処理場等)	都市下水路 (公害防除)	—
			終末処理場 (公共下水道)	39,721
			終末処理場 (流域下水道)	65,539
			小計	105,260
	しゅんせつ・ 導水等	河川しゅんせつ	2,336	
		港湾しゅんせつ	—	
		漁港しゅんせつ	—	
		漁場しゅんせつ	—	
		導水	—	
		その他	—	
		小計	2,336	
	公害対策 土地改良	公害防除特別土地改良	—	
		農業用水水質障害対策	—	
		小計	—	
	ダイオキシン類による土壌汚染対策		—	
	計		107,596	
特例負担非適用事業	下水道 公共下水道等 (管渠)	130,667		
	計	130,667		
合計		238,263		

(6) 環境保全協定

ア. 環境保全協定締結工場 (24年3月末現在)

関係市	工場名	所在地	締結年月日	
千葉市	JFEスチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)	千葉市中央区川崎町1	22.2.17	
	東京電力(株)東火力事業所千葉火力発電所	千葉市中央区蘇我町2-1377	22.2.17	
	JFE鋼板(株)東日本製造所	千葉市中央区塩田町385-1	22.2.17	
	新東日本製糖(株)本社工場	千葉市美浜区新港36	22.2.17	
	サミット美浜パワー(株)千葉みなと発電所	千葉市美浜区新港35	22.2.17	
	(株)J・オイルミルズ千葉工場	千葉市美浜区新港230	22.2.17	
	美浜シーサイドパワー(株)新港発電所	千葉市美浜区新港228-1	22.2.17	
市原市	昭和電工(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通3	22.2.17	
	キャボットジャパン(株)千葉工場	市原市八幡海岸通3	22.2.17	
	王子コーンスターチ(株)千葉工場	市原市八幡海岸通9	22.2.17	
	DIC(株)千葉工場	市原市八幡海岸通12	22.2.17	
	旭硝子(株)千葉工場	市原市五井海岸10	22.2.17	
	JNC石油化学(株)市原製造所	市原市五井海岸5-1	22.2.17	
	丸善石油化学(株)千葉工場	市原市五井海岸3	22.2.17	
	コスモ石油(株)千葉製油所	市原市五井海岸2	22.2.17	
	東京電力(株)東火力事業所五井火力発電所	市原市五井海岸1	22.2.17	
	電気化学工業(株)千葉工場	市原市五井南海岸6	22.2.17	
	日本曹達(株)千葉工場	市原市五井南海岸12-8	22.2.17	
	協和発酵ケミカル(株)千葉工場	市原市五井南海岸11	22.2.17	
	宇部興産(株)千葉石油化学工場	市原市五井南海岸8-1	22.2.17	
	極東石油工業(株)千葉製油所	市原市千種海岸1	22.2.17	
	東レ(株)千葉工場	市原市千種海岸2-1	22.2.17	
	JSR(株)千葉工場	市原市千種海岸5	22.2.17	
	三井化学(株)市原工場	市原市千種海岸3	22.2.17	
	出光興産(株)千葉製油所	市原市姉崎海岸2-1	22.2.17	
	出光興産(株)千葉工場	市原市姉崎海岸1-1	22.2.17	
	東京電力(株)東火力事業所姉崎火力発電所	市原市姉崎海岸3	22.2.17	
	住友化学(株)千葉工場(姉崎地区)	市原市姉崎海岸5-1	22.2.17	
	日本板硝子(株)千葉事業所	市原市姉崎海岸6	22.2.17	
	古河電気工業(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通6	22.2.17	
	日立化成工業(株)五井事業所	市原市五井南海岸14	22.2.17	
	三井造船(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通1	22.2.17	
	三菱製鋼(株)千葉製作所	市原市八幡海岸通1-6	22.2.17	
	三井製糖(株)千葉工場	市原市八幡海岸通2-16	22.2.17	
	京葉モノマー(株)	市原市五井南海岸11-6	22.2.17	
	市原エコセメント(株)	市原市八幡海岸通1-8	22.2.17	
	(株)ベイサイドエナジー市原発電所	市原市五井南海岸8-9	22.2.17	
	袖ヶ浦市	住友化学(株)千葉工場(袖ヶ浦地区)	袖ヶ浦市北袖9-1	22.2.17
富士石油(株)袖ヶ浦製油所		袖ヶ浦市北袖1	22.2.17	
吉野石膏(株)千葉第一工場		袖ヶ浦市北袖18	22.2.17	
広栄化学工業(株)工場		袖ヶ浦市北袖25	22.2.17	
日産化学工業(株)袖ヶ浦工場		袖ヶ浦市北袖11-1	22.2.17	
日本燐酸(株)		袖ヶ浦市北袖14	22.2.17	
東京電力(株)東火力事業所袖ヶ浦火力発電所		袖ヶ浦市中袖2-1	22.2.17	
旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所千葉工場		袖ヶ浦市中袖5-1	22.2.17	
チヨダウーテ(株)千葉工場		袖ヶ浦市北袖12-1	22.2.17	
吉野石膏(株)千葉第二工場		袖ヶ浦市南袖52	22.2.17	
(株)荏原製作所袖ヶ浦事業所		袖ヶ浦市中袖20-1	22.2.17	
東京瓦斯(株)袖ヶ浦工場		袖ヶ浦市中袖1-1	22.2.17	
(株)中袖クリーンパワー中袖クリーンパワー発電所		袖ヶ浦市中袖5-1	22.2.17	
吉野石膏(株)千葉第三工場		袖ヶ浦市南袖46-48	22.2.17	
エコシステム千葉(株)		袖ヶ浦市長浦拓1号1-51	22.2.17	
木更津市		(株)かざさクリーンシステム	木更津市新港17-2	22.2.17
君津市		君津共同火力(株)	君津市君津1	22.2.17
木更津市 君津市 富津市	新日本製鐵(株)君津製鐵所	君津市君津1	22.2.17	
富津市	東京電力(株)東火力事業所富津火力発電所	富津市新富25	22.2.17	
	新日本製鐵(株)技術開発本部	富津市新富1	22.2.17	
計			48社57工場	

イ. かずさ環境協定締結事業所（24年3月末現在）

立地市	事業所	協定締結日
木更津市	(財)かずさディー・エヌ・エー研究所	6.6.21
	田辺三菱製薬(株)かずさ事業所	9.11.25
	千葉県かずさインキュベーションセンター	10.12.28
	(独)中小企業基盤整備機構かずさ新事業創出型事業施設 (クリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュベータ)	12.11.10
	クリエイション・コアかずさ入居者※	
	(株)天然素材探索研究所	13.1.12
	(株)ホンダ・リサーチ・インスティテュート・ジャパン	13.1.12
	(株)エジソンパワー	24.1.20
	かずさバイオインキュベータ入居者※	
	学校法人城西大学（城西国際大学）	16.6.4
	帝國製薬(株)	17.8.26
	(独)製品評価技術基盤機構 生物遺伝資源保存施設、生物遺伝資源開発施設	14.2.13
	ソーラーシリコンテクノロジー(株)かずさ工場	20.8.19
	三愛プラント工業(株)	21.7.31
	(株)本田技術研究所 基礎技術研究センター かずさ分室	22.1.29
(株)東京機械製作所	23.4.1	
君津市	佐藤製薬(株)かずさアカデミア工場	14.3.29
	河村産業(株)かずさ工場	15.5.2
	児玉工業(株)本社工場	17.7.22
	弘洋電子機器(株)かずさアカデミア工場	18.11.1
	日伸精機(株)かずさ工場	20.3.28
	アウレオ(株)かずさ工場	20.6.23
	黒田精工(株)かずさ工場	20.7.14
	マナック(株)かずさ研究室	20.12.16

※(独)中小企業基盤整備機構が設置しているクリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュベータにおいては、設置者と協定を締結しているほか、入居している各事業所とも個別に締結しています。

(7) 環境関係各種機関設置状況

ア 審議機関等

種類	名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
審	千葉県環境影響評価委員会 (環境政策課)	11. 4. 30	千葉県行政組織条例	千葉県環境影響評価条例に規定する事項その他環境影響評価に関し知事が必要と認める事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申する。	学識経験者 18名 (20名以内)
	景観等影響評価専門委員会 (自然保護課)	2. 9. 1	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	知事の諮問に応じ、景観等影響評価に関し意見を述べるほか、景観等影響評価に係る技術的な事項及び知事が必要と認める事項を調査審議する。	学識経験者 8名 (10名)
議	環境調査評価専門委員会 (自然保護課)	9.10. 1	千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱	自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る環境等調査に関し意見を述べるほか、環境調査評価に関する技術的な事項を調査審議する。	学識経験者 4名 (5名)
	千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会 (大気保全課)	5. 2. 18	自動車NOx・PM法	自動車NOx・PM法に基づく特定地域に係る自動車排出窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する。	知事 1名 公安委員会 1名 関係市町 18名 関係地方行政機関(国) 5名 事業者の代表者 3名 住民の代表者 3名
関	千葉県環境審議会 (環境政策課)	6. 8. 1	環境基本法、自然環境保全法	県の環境保全に関して基本的事項を調査審議する。	県議会議員、学識経験者、住民の代表者、市及び町村の代表者 47名以内 特別委員 6名
	千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会 (廃棄物指導課)	10. 6. 17	千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会運営要綱	廃棄物処理施設の設置及び維持管理計画に関する事項等について調査審議する。	学識経験者 7名
等	三番瀬専門家会議 (環境政策課)	23. 4. 22	三番瀬専門家会議設置要綱	三番瀬再生計画(新事業計画)に基づく事業を推進していくため、学識経験者による科学的な知見が必要となる事項について、専門的な見地から評価・助言を行う。	学識経験者 6名 (10名以内)
	千葉県地質環境対策専門委員会 (水質保全課)	20. 4. 1	千葉県地質環境対策専門委員会設置要綱	地盤沈下及び地質汚染について、効果的な対策の実施に資するため、専門的な見地から意見を述べる。	学識経験者 7名 (8名以内)
審査機関	千葉県公害審査会 (環境政策課)	46. 3. 15	千葉県行政組織条例(公害紛争処理法)	公害紛争処理法に基づき公害に係る紛争について、あっせん、調停又は仲裁を行う。また、県環境保全条例に基づき、地下水位の著しい低下に係る紛争について、あっせんを行う。	人格が高潔で識見の高い者 15名以内

(注) 定数と現員数に相違ある場合は()中に定数を示した。

イ 協議・協力機関

(ア) 各県との協議・協力機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
関東地区地盤沈下調査測量協議会	37.10. 1	関東地区地盤沈下調査測量協議会規約	地盤沈下調査を担当する関係機関相互の連絡を密にする。	関係11都県市 国土地理院
全国大気汚染防止連絡協議会	38.12. 5	全国大気汚染防止連絡協議会規約	大気汚染防止に係る行政相互の協力連携体制の確保とそれに必要な情報交換の円滑化を図る。	47都道府県及び大気汚染防止法政令市等
関東地方水質汚濁対策連絡協議会	33.10. 1	関東地方水質汚濁対策連絡協議会規約	関東地方の主要河川(利根川、荒川、多摩川等)の水質の実態把握、汚濁過程の究明、汚濁防止対策の樹立に資する。	関係12都県市 国土交通省 水資源機構
関東地方知事会関東地方環境対策推進本部	46. 1. 1	関東地方環境対策推進本部設置要綱	関東地方の公害に広域的に対処するため、関東地方知事会に「関東地方環境対策推進本部」を設け、公害の発生原因を究明し、防除対策等の施策を強力に推進する。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会	50. 3. 25	関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会会則	産業廃棄物の事務に関し、県等の相互間及び国との連絡調整等を行うことにより、産業廃棄物の処理対策の円滑な運営を図る。	関係10都県13市
東京湾岸自治体環境保全会議	50. 8. 22	東京湾岸自治体環境保全会議規約	東京湾の水質浄化を図るため、関係自治体が協議し、連帯的・統一的な施策を推進する。	東京湾岸の1都2県6区16市1町

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
首都圏自然歩道連絡協議会	53. 9. 8	首都圏自然歩道連絡協議会規約	会員相互の連絡を密にし、首都圏自然歩道の普及啓発活動を行うとともに利用の促進を図る。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県
主要都道府県産業廃棄物担当課長会議	55.11.12	主要都道府県産業廃棄物担当課長会議会則	産業廃棄物処理対策に関する全国的な共通課題について相互に連絡調整及び調査検討を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、産業廃棄物行政の発展向上に資する。	関係 15 都道府県
関東甲信越静環境美化推進連絡協議会	59. 4. 1	関東甲信越静環境美化推進連絡協議会規約	関東甲信越静 11 都県の連絡を緊密にし、空き缶等散乱ごみの対策及び環境美化の推進を図る。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
九都県市環境問題対策委員会	元.11.16	九都県市首脳会議の下部組織として設置	首都圏環境宣言等を踏まえ快適な地域環境を創造し、このことを通じて地球環境の保全に貢献するため九都県市として共同協調して取り組むべき方策について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
九都県市廃棄物問題検討委員会	61. 6. 11	九都県市首脳会議の下部組織として設置	資源循環型社会の構築を目指し、九都県市が共同・協調し、広域的な対応が求められる廃棄物処理に関する方策等について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
全国生活排水対策連絡協議会	55. 9. 2	全国生活排水対策連絡協議会規約	全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図る。	44 都道府県関係部局
関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会	04.12.10	関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会規約	関東平野北部における地下水採取による地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るため情報交換、連絡調整を行う。	国土交通省等 7 省、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、さいたま市

(イ) 県、市町村の協議・協力機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
千葉県環境衛生促進協議会	37. 6. 5	千葉県環境衛生促進協議会会則	資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の処理及び清掃等に関する事業の施策促進を図る。	県、市町村及び一部事務組合
新川汚染防止対策協議会	44. 7. 22	新川汚染防止対策協議会会則	新川及びその支川の水質保全及び汚染防止を図るとともに、良好な河川環境を維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	関係 3 市町村 関係団体
印旛沼水質保全協議会	46. 8. 28	印旛沼水質保全協議会会則	印旛沼の水質及び生活環境の保全を図る。	関係 13 市町村、県、関係団体等
栗山川汚染防止対策協議会	47. 6. 10	栗山川汚染防止対策協議会会則	栗山川及びその支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	関係 6 市町村、県、関係団体等
九十九里地域地盤沈下対策協議会	47. 6. 14	九十九里地域地盤沈下対策協議会規約	九十九里地域の地盤沈下に伴う被害を未然に防止し、地域の健全な発展と地域住民の福祉の増進に資する。	県、関係 14 市町村
千葉県環境行政連絡協議会	47. 8. 2	千葉県環境行政連絡協議会会則	環境行政における県、市町村及び市町村相互の有機的な協調の保持を図るための連絡調整並びに環境担当職員の知識・技術の向上を図る。	県、市町村
夷隅川等浄化対策推進協議会	48. 9. 26	夷隅川等浄化対策推進協議会規約	夷隅川等河川に関係する企業及び組合等が一体となり、浄化対策を積極的に図るとともに地域住民の生活環境保全に寄与する。	県、関係 4 市町村 県関係企業 団体等
手賀沼水環境保全協議会	50. 2. 18	手賀沼水環境保全協議会会則	手賀沼及びその流域の総合的な水環境保全について必要な対策を協議・推進し、恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。	県、関係 7 市 関係団体
千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会	58. 5. 16	千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会設置運営要領	美しいふるさとづくり運動推進要綱に基づき、県民運動を一体的、かつ円滑に推進する。	県、各種団体
美しい作田川を守る会	60. 1. 30	美しい作田川を守る会会則	作田川及び支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	関係 4 市町村 関係団体等
黒部川貯水池水質保全対策協議会	06.10.21	黒部川貯水池水質保全対策協議会規約	黒部川貯水池の水質保全に関し、関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、水質保全の各種施策の円滑な推進に寄与する。	関係 3 市町村 関係団体
高滝ダム貯水池水質保全対策協議会	63. 7. 18	高滝ダム貯水池水質保全対策協議会規約	高滝ダム貯水池の水質保全に関して関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、各種対策の推進に寄与する。	県 関係 2 市町村
一宮川等流域環境保全推進協議会	03. 4. 23	一宮川等流域環境保全推進協議会会則	一宮川及び支川の水質と環境を保全し、汚濁防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	関係 7 市町村 関係団体等

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
美しい木戸川を守る会	04. 5.27	美しい木戸川を守る会会則	木戸川及び支川の水質と環境を保全し、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し所要事業を行うとともに住民の意識高揚を図る。	関係5市町村 県 関係団体
千葉県自動車交通公害対策推進協議会	05. 3.26	千葉県自動車交通公害対策推進協議会設置要綱	千葉県における自動車交通公害防止対策の推進等について広く意見を聴取する。	県 学識経験者 国の関係機関 市町村代表 関係団体
千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会	06. 3.25	千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会設置要領	行徳内陸性湿地再整備の諸対策を総合的見地から協議し、再整備の円滑な推進を図る。	委員 10名 (県、学識経験者、自然保護団体、市川市)
県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議	10. 4. 1	県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議設置要綱	県立九十九里自然公園車両乗入れ規制における効果的な乗入れ防止対策の推進を図る。	県関係課長等 6名 関係市町村 9名
千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)検討会	14. 8.15	千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)検討会設置要領	鳥獣保護法第7条に規定する特定鳥獣保護管理計画の策定や施策の効果検証及び計画の見直しについて検討する。	委員 16名(県、学識経験者、関係市町、関係団体)
千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)策定検討会	16. 5.28	千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)検討会設置要領	鳥獣保護法第7条に規定する特定鳥獣保護管理計画の策定や施策の効果検証及び計画の見直しについて検討する。	委員 19名 (県、学識経験者、関係市、関係団体)
石綿(アスベスト)対策連絡会議	18. 3. 1	千葉県内における建築物等の解体工事に係る石綿の飛散及びばく露防止に関する協定	石綿を取り扱う建築物等の解体工事に伴う労働者の健康被害の発生及び周辺環境への石綿の飛散防止の徹底を図る。	千葉労働局 県 関係6市
海匝地域北東部地下水保全対策協議会	19. 1.18	海匝地域北東部地下水保全対策協議会設置要領	海匝地域北東部の地下水保全に関する適切かつ総合的な対策を推進する。	県 関係2市 関係団体等
養老川水質汚染問題連絡会議	11. 8.25	養老川水質汚染問題連絡会議運営要領	廃棄物埋立跡地から養老川へ汚染物質が流入している問題に関し、汚染拡大防止の対策を検討・実施する。	県 市原市
千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議	14.11.21	千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議規約	地質調査資料の収集・管理及び公開の実施並びに地質環境インフォメーションバンクの円滑な運営を図る。	県 千葉市外3市町
千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会	02. 9.11	千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会設置要領	湖沼の水質浄化を図るため、湖沼水質保全計画等の策定及び推進を図る。	県関係課長及び研究センター長等 16名 市町 16名
千葉港市原地先(市原港)の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議	14.12.24	千葉港市原地先(市原港)の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議設置要綱	市原港内の高濃度のダイオキシン類に汚染された底質の環境修復に向けて、関係機関との調整を図る。	委員(関係課長、関係出先機関の長、関係市) 7名 オブザーバー(国の関係機関) 2名
千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定検討会	18. 7.10	千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定検討会設置要領	外来生物法第18条に規定する防除実施計画の策定や実行方法等について検討する。	委員 11名 (学識経験者、自然保護団体、動物福祉関係団体、関係市、県)
千葉県特定外来生物(アライグマ)対策検討会	18.12.25	千葉県特定外来生物(アライグマ)対策検討会設置要領	外来生物法において特定外来生物に指定されているアライグマの防除等有効な対策を検討する。	委員 12名 (学識経験者、獣医師団体等関係団体、関係市町、県)
千葉県キョン防除等検討会	19.12. 3	千葉県キョン防除等検討会設置要領	外来生物法において特定外来生物に指定されているキョンの防除等有効な対策を検討する。	委員 11名 (学識経験者、関係団体、関係市、県)
千葉県廃棄物対策推進会議	21. 3.25	千葉県廃棄物対策推進会議設置要綱	千葉県廃棄物処理計画の円滑な推進や改善に向けた検討を行う。	委員 10名以内 (学識経験者、県民、関係団体、事業者、行政)

(ウ) 県庁内の協議機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
美しいふるさとづくり運動推進連絡会議	58. 4. 1	美しいふるさとづくり運動推進連絡会議設置要領	美しいふるさとづくり運動を一体的かつ円滑に推進する。	委員(関係部長等) 13名 幹事(関係課長等) 19名
地下水汚染対策連絡会	59.11.22	地下水汚染対策連絡会設置要領	地下水汚染対策に関し、関係部局相互の連絡調整を図り総合的な対策を推進する。	関係課長 11名

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務（目的）	構成
千葉県廃棄物処理施設設置等協議会	61. 4. 1	千葉県廃棄物処理施設設置等協議会要領	廃棄物処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、調査審査する。	関係課長等 34 名
千葉県環境基本計画推進会議	19. 3. 16	千葉県環境基本計画推進会議設置要綱	千葉県環境基本計画の推進を図るため、計画の策定、見直しや推進に関する事項を検討する。	会長：知事 委員：副知事、各部局長
自然公園等における建築物等対策協議会	02. 9. 1	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	自然公園内における建築物等の建設に関し、実施する事前協議において審査及び調整等を行う。	委員（関係課長） 20 名
千葉県ヤマビル等被害対策会議	04. 7. 20	千葉県ヤマビル等被害対策会議設置要領	ヤマビル・マダニ被害の軽減を図るため、県庁関係機関が行う調査研究等を効果的に進めるとともに、駆除実行体制の整備を図ることを目的として必要な協議を行う。	委員（関係課長） 17 名
千葉県環境学習推進連絡会議	05. 1. 8	千葉県環境学習推進連絡会議設置要綱	千葉県における環境学習施策を総合的かつ効果的に推進する。	関係課長、室長 23 名
ダイオキシン類等問題連絡会議	09. 6. 9	ダイオキシン類等問題連絡会議設置要綱	ダイオキシン類等及び環境ホルモンに係る情報交換と施策の検討を行う。	関係課長 25 名
東京湾青潮等調査連絡会議	07. 1. 12	東京湾青潮等調査連絡会議設置要領	東京湾の青潮等水質悪化事象について、各部局相互の情報交換、連絡調整を図り、改善関連施策の検討を行う。	会長：環境生活部次長 関係課副課長等 10 名
東京湾総量削減計画連絡会議	12. 6. 15	東京湾総量削減計画連絡会議設置要綱	東京湾における富栄養化防止等の水質保全に関し、総量削減計画の推進等を協議する。	会長：環境生活部次長 関係課長 16 名
バイオマス庁内連絡会議	15. 7. 14	バイオマス庁内連絡会議設置要綱	バイオマスの利活用促進に関して関係各課が意見の交換、施策の検討を行う。	会長 副知事 委員 関係部長 6 名 幹事 関係課長 26 名
千葉県三番瀬再生計画策定・推進会議	16. 2. 18	千葉県三番瀬再生計画策定・推進会議設置要綱	千葉県三番瀬再生計画の策定及び策定に係る重要事項の審議並びに各部局間の総合的な調整、計画に掲げられた事業の推進を図る。	会長：副知事 委員：関係部長等 6 名 幹事：関係課長等 19 名
千葉県使用済自動車適正処理協議会	16. 6. 9	千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱	使用済自動車の解体施設や解体自動車の破砕施設の設置等について適正な指導を期する。	委員（関係課長、関係出先機関の長） 32 名
千葉県アスベスト問題対策会議	17. 9. 22	千葉県アスベスト問題対策会議設置要綱	アスベスト問題に係る専門的・横断的な施策・方針の決定並びに実施。	会長：環境生活部長 関係部局長 12 名
千葉県省エネルギー等対策推進本部	23. 4. 20	千葉県省エネルギー等対策推進本部設置要綱	東日本大震災に伴う県内の電力供給不足に対応するとともに、省エネルギー・新エネルギーの一層の推進を図る。	本部長：知事 副本部長：副知事 本部員：各部局長

(8) 市町村における環境保全活動

ア 市（町村）民環境憲章等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の都市宣言	豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを市民の総力をあげて進めるための誓いであり、本市の緑と水辺の都市づくりの根本をなすもの。 S59年10月20日
銚 子 市	産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言	懸垂幕の掲出、市広報への掲載、市都市宣言板への明記及び関係機関、業者に対し宣言の周知を行い、市の基本姿勢を明確にするとともに、設置計画者への心理的効果、市民のゴミに対する意識の高揚を図る。 H7年6月29日
木 更 津 市	木更津市民憲章	ふるさと木更津市に限りない愛情と誇りを持ち、力強く明るいまちづくりをすすめるため、市民憲章を定めます。 S62年11月4日
市 原 市	不法投棄絶滅宣言	市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな郷土を守るために不法投棄を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに不法投棄絶滅をめざし行動することを宣言する。 H12年7月5日
君 津 市	君津市民憲章	豊かな伝統と、明るい未来をもつわたくしたち君津市民はたがいに手を取りあい、安らぎのある住みよいまちをつくる。 S51年10月1日
富 津 市	富津市民憲章	美しい海と山にかこまれ、緑と太陽に恵まれた、文化遺産豊かな歴史のふるさとに住むわたくしたち富津市民は、生々発展する新しいまちづくりのために努力することを誓って市民憲章を定めます。 S49年10月1日
袖 ヶ 浦 市	環境保全都市宣言	「地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる」等6つの目標を掲げ、市民の総意として宣言。 H3年6月14日
白 井 市	環境都市宣言	環境保全や環境問題に対する意識啓発を行い、町民、事業者、行政が一体となって「環境にやさしいまちづくり」を進めることを目的としてH8年10月6日に宣言を行った。
大 網 白 里 町	環境都市宣言	住民・事業者・行政が協働して環境と活力の調和した快適なまちを創り、次代に引き継ぐことを町民全員の恒久的共通認識とし、これまで以上に地球環境保全に取り組むための機運を熟成させるため、環境都市を宣言。 H22年9月1日

イ 条例の制定、環境基本計画等の策定

【環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境基本条例	H6. 12. 21
銚 子 市	銚子市環境基本条例	H13. 9. 27
市 川 市	市川市環境基本条例	H10. 7. 3
船 橋 市	船橋市環境基本条例	H9. 3. 31
館 山 市	館山市環境基本条例	H15. 12. 24
野 田 市	野田市環境基本条例	H8. 7. 31
茂 原 市	茂原市環境条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市環境基本条例	H9. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市環境基本条例	H8. 12. 24
東 金 市	東金市環境基本条例	H12. 12. 27
旭 市	旭市環境基本条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市環境基本条例	H11. 9. 28
柏 市	柏市環境基本条例	H13. 9. 28
勝 浦 市	勝浦市環境基本条例	H11. 12. 22
市 原 市	市原市民の環境をまもる基本条例	S48. 3. 31
流 山 市	流山市環境基本条例	H13. 7. 2
八 千 代 市	八千代市環境基本条例	H10. 11. 24
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9. 6. 26 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市環境基本条例	H20. 3. 24
君 津 市	君津市環境保全条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市環境条例	H16. 3. 26
浦 安 市	浦安市環境基本条例	H15. 10. 1

市町村名	名 称	制定日
四 街 道 市	四街道市環境基本条例	H9. 9. 29
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27
八 街 市	八街市環境基本条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境基本条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市環境基本条例	H12. 6. 30
富 里 市	富里市環境基本条例	H11. 3. 25
南 房 総 市	南房総市環境基本条例	H19. 12. 21
匝 瑳 市	匝瑳市環境基本条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境基本条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市環境基本条例	H17. 12. 5
栄 町	栄町環境基本条例	H10. 12. 11
東 庄 町	東庄町環境基本条例	H15. 3. 7
大 網 白 里 町	大網白里町環境基本条例	H14. 3. 29
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10. 6. 26
長 生 村	長生村環境条例	H12. 3. 10
長 柄 町	長柄町環境条例	H10. 12. 9
大 多 喜 町	大多喜町環境基本条例	H8. 12. 19
御 宿 町	御宿町環境保全条例	S48. 6. 27

【公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境保全条例	H7. 10. 2
銚 子 市	銚子市環境保全条例	H13. 9. 27
市 川 市	市川市環境保全条例	H10. 7. 3
船 橋 市	船橋市環境保全条例	H14. 12. 27
館 山 市	館山市公害防止条例	S47. 10. 2 H13. 3. 30 改正
木 更 津 市	木更津市環境保全条例	H12. 12. 20
松 戸 市	松戸市公害防止条例	S47. 4. 1
野 田 市	野田市環境保全条例	H8. 7. 31
茂 原 市	茂原市環境条例	H10. 4. 1
成 田 市	成田市公害防止条例	S47. 3. 30
佐 倉 市	佐倉市環境保全条例	H11. 9. 30
東 金 市	東金市環境保全条例	H13. 3. 7
旭 市	旭市環境保全条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市環境保全条例	S45. 4. 1
柏 市	柏市環境保全条例	H13. 9. 28
勝 浦 市	勝浦市環境保全条例	H11. 12. 22
市 原 市	市原市生活環境保全条例	H10. 3. 23
流 山 市	流山市公害防止条例	S47. 6. 20
八 千 代 市	八千代市公害防止条例	S47. 4. 1
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9. 6. 26 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17. 2. 11
鎌 ケ 谷 市	鎌ヶ谷市公害防止条例	S47. 10. 5
君 津 市	君津市環境保全条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市環境条例	H16. 3. 26
浦 安 市	浦安市環境保全条例	H20. 12. 25
四 街 道 市	四街道市公害防止条例	S47. 12. 21
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27
八 街 市	八街市環境保全条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境保全条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市公害防止条例	S46. 12. 22
富 里 市	富里市公害防止条例	S47. 7. 4
南 房 総 市	南房総市公害防止条例	H18. 3. 20
匝 瑳 市	匝瑳市環境保全条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境保全条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市公害防止条例	H18. 3. 27

市町村名	名 称	制定日
い す み 市	いすみ市環境保全条例	H17. 12. 5
酒 々 井 町	酒々井町公害防止条例	S51. 6. 25
栄 町	栄町環境保全条例	H10. 12. 11
神 崎 町	神崎町公害防止条例	S47. 7. 10
多 古 町	多古町公害防止条例	S47. 5. 13
東 庄 町	東庄町公害防止条例	S47. 3. 17
大 網 白 里 町	大網白里町環境保全条例	H16. 6. 15
九 十 九 里 町	九十九里町公害防止条例	S48. 3. 31
芝 山 町	芝山町公害防止条例	S47. 6. 16
横 芝 光 町	横芝光町公害防止条例	H18. 3. 27
一 宮 町	一宮町環境保全条例	H18. 4. 1
長 生 村	長生村環境条例	H12. 3. 10
白 子 町	白子町公害防止条例	S47. 3. 17
長 南 町	長南町公害防止条例	S46. 12. 20
大 多 喜 町	大多喜町環境保全条例	H8. 12. 19
鋸 南 町	鋸南町公害防止条例	S47. 3. 2

【土地等の埋立て及び地質等の規制に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 9. 24
銚 子 市	銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 10. 7(当初) H20. 9. 25
市 川 市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15. 6. 25
船 橋 市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14. 12. 27
館 山 市	館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H 元. 3. 28 H23. 3. 22 改正
木 更 津 市	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 20 H23. 3. 20 改定
野 田 市	野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
茂 原 市	茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H16. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H9. 3. 28(当初) H17. 12. 26
東 金 市	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 9. 30
旭 市	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 12. 24
柏 市	柏市土砂等埋立て等規制条例	H19. 12. 26 H24. 4. 1 改定
勝 浦 市	勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 6. 27
市 原 市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H9. 9. 17
流 山 市	流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 30
八 千 代 市	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24
我 孫 子 市	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15. 12. 25 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 22
君 津 市	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25 H24. 3. 28 改正
富 津 市	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 3. 25
四 街 道 市	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14. 2. 12(当初) H20. 6. 25
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
八 街 市	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 3. 25
印 西 市	印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 27
白 井 市	白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 9. 17
富 里 市	富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24
南 房 総 市	南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 20
匝 瑛 市	匝瑛市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 12. 5
酒 々 井 町	酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 18

市町村名	名 称	制定日
栄 町	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 3. 17
神 崎 町	神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H16. 6. 15
多 古 町	多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 3. 16
東 庄 町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 9. 21
大 網 白 里 町	大網白里町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	S63. 4. 1
九 十 九 里 町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 6. 12
芝 山 町	芝山町残土等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為の規制に関する条例	S63. 4. 1
横 芝 光 町	横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H18. 3. 27
一 宮 町	一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 4. 1
睦 沢 町	睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 3. 23
長 生 村	長生村小規模埋立て等による土壌汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 3. 9
白 子 町	白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 3. 17
長 柄 町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 1. 1
長 南 町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 3. 17
大 多 喜 町	大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H9. 12. 24
御 宿 町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H9. 12
鋸 南 町	鋸南町土砂等による土地の埋立て盛土及びたい積に関する条例	H9. 3. 19

【ポイ捨て防止条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	H22. 12. 21
市 川 市	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	H15. 9. 22 H21. 9. 24 改定
船 橋 市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	H16. 3. 31
館 山 市	館山市まちをきれいにする条例	H10. 3. 31
木 更 津 市	木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	H8. 3. 29
松 戸 市	松戸市安全で快適なまちづくり条例	H15. 12. 19
野 田 市	野田市環境美化条例	H9. 3. 31
茂 原 市	茂原市ポイ捨て防止条例	H12. 6. 29
成 田 市	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	H8. 12. 27
東 金 市	東金市清潔で美しい町づくりの推進に関する条例	H13. 3. 31
旭 市	旭市環境美化推進に関する条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼犬及び飼猫のふんの放置をしないまちづくり条例	H14. 12. 27
柏 市	柏市ポイ捨て等防止条例	H9. 3. 28
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H15. 4. 1
市 原 市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	H9. 3. 18
流 山 市	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	H14. 6. 28
八 千 代 市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	H10. 3. 25
我 孫 子 市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	H9. 6. 26
鴨 川 市	鴨川市まちをきれいにする条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	H17. 9. 30
君 津 市	君津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 31
富 津 市	富津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 27
浦 安 市	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	H9. 3. 31
四 街 道 市	四街道市まちをきれいにする条例	H11. 3. 30
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	H9. 3. 28
八 街 市	八街市さわやかな環境づくり条例	H10. 6. 29
印 西 市	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	H19. 9. 21
白 井 市	白井市まちをきれいにする条例	H14. 9. 24
富 里 市	富里市ポイ捨て防止条例	H12. 3. 27 H19. 9. 9 改正
南 房 総 市	南房総市環境美化推進に関する条例	H18. 3. 20
匝 瑳 市	匝瑳市まちをきれいにする条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境美化条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27
神 崎 町	神崎町ポイ捨て防止条例	H13. 12. 18
多 古 町	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	H12. 12. 20
東 庄 町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	H10. 3. 12
芝 山 町	芝山町をきれいにする条例	H13. 6. 18
横 芝 光 町	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	H19. 3. 15

市町村名	名 称	制定日
睦 沢 町	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	H10. 6. 26
白 子 町	白子町環境美化推進に関する条例	H8. 6. 11
御 宿 町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	H6. 9. 27
鋸 南 町	鋸南町環境美化推進に関する条例	H6. 12. 8

【水源保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
銚 子 市	銚子市環境保全条例（条例の第3章第4節に水道水源の保護に関する規制について定めています）	H13. 9. 27
木 更 津 市	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H6. 12. 22
市 原 市	市原市水道水源保護条例	H7. 3. 31
君 津 市	君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H7. 6. 30
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例	H7. 3. 30
南 房 総 市	南房総市長尾川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H18. 3. 20
神 崎 町	神崎町水道水源保全条例	H13. 3. 19
多 古 町	多古町水道水源保全条例	H13. 12. 18
長 柄 町	長柄ダム水質保護条例	H8. 10. 1
御 宿 町	御宿町水道水質保全条例	H14. 10. 9

【自然保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
船 橋 市	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	S48. 9. 29
松 戸 市	松戸市緑の条例	H12. 3. 29
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19. 4. 1
習 志 野 市	習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S47. 7. 4
市 原 市	市原市緑の保全及び推進に関する条例	S48. 3. 31
流 山 市	流山市緑化推進及び保全に関する条例	S48. 3. 30
八 千 代 市	八千代市ふるさとの緑を守る条例	S50. 4. 1
君 津 市	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S52. 4. 1
四 街 道 市	四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	S60. 9. 30
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例	H6. 3. 25
	袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例	S49. 6. 21

【その他の環境保全に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境影響評価条例	H10. 9. 24
	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H5. 3. 26
	千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H19. 12. 19
	千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H19. 12. 19
銚 子 市	銚子市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H7. 3. 17
市 川 市	市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例	H17. 3. 30
	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26
船 橋 市	船橋市環境共生まちづくり条例	H7. 6. 27
	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	H20. 3. 31
	船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16. 3. 26
	船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H20. 3. 31
	船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H20. 9. 30
松 戸 市	川をきれいにする条例	H5. 4. 1
茂 原 市	茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H12. 6. 29
成 田 市	成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	S63. 3. 24
	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H12. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	H15. 3. 14
	佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例	H16. 3. 26
	佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する条例	H18. 6. 30

市町村名	名 称	制定日
習 志 野 市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H5. 12. 24
	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S43. 10. 15
柏 市	柏市産業廃棄物不適正処理防止条例	H19. 12. 26
	柏市硫酸ピッチ生成禁止条例	H20. 3. 27
	柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例	H19. 12. 26
	柏市ダイオキシン類発生抑制条例	H13. 9. 28
	柏市不法投棄対策条例	H19. 3. 28
	柏市地球温暖化対策条例	H19. 3. 28
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14. 9. 26
市 原 市	市原市放置自動車の処理に関する条例	H17. 12. 19
	市原市雑草等の除去に関する条例	H19. 3. 15
	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	H6. 7. 5
流 山 市	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 30
八 千 代 市	八千代市不法投棄防止条例	H14. 3. 26
我 孫 子 市	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例	H11. 4. 1
	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例	S47. 12. 25
	我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	S55. 9. 30 H21. 3改正
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 31
	鎌ヶ谷市あき地の雑草等の除去に関する条例	H5. 12. 22
君 津 市	君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H7. 9. 11
	君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 25
浦 安 市	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 29
四 街 道 市	四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例	H9. 12. 22
	四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	H元. 3. 28
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市公害防止施設整備等促進条例	S46. 11. 3
	袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26
八 街 市	八街市あき地の管理の適正化に関する条例	S47. 3. 11
印 西 市	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H8. 3. 26
白 井 市	白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H6. 12. 22
	白井市あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H元. 3. 11
富 里 市	富里市雑草の除去に関する条例	H6. 3. 25
	富里市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 7. 4 H18. 3. 22改正
南 房 総 市	南房総市空き地の雑草等の除去に関する条例	H20. 12. 22
山 武 市	山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17. 12. 5
	いすみ市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H17. 12. 5
酒 々 井 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S47. 9. 29
栄 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S62. 3. 16
神 崎 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S52. 3. 12
	神崎町放置自動車の処理に関する条例	H18. 3. 8
多 古 町	あき地の雑草等の除去に関する条例	S52. 6. 18
	多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 6. 14
大 網 白 里 町	大網白里町まちをきれいにする条例	H22. 3. 23
九 十 九 里 町	九十九里町あき地の雑草等の除去に関する条例	S63. 9. 21
芝 山 町	芝山町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H2. 3. 19
横 芝 光 町	横芝光町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
	横芝光町あき地の雑草等の除去に関する条例	H18. 3. 27
長 南 町	長南町を住みよくする条例	S48. 6. 25
鋸 南 町	鋸南町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H2. 3. 6

【環境基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千葉市	千葉市環境基本計画	H7.3 (H23.3新計画策定)
銚子市	銚子市環境基本計画	H16.3
市川市	第二次市川市環境基本計画	H24.3
船橋市	船橋市環境基本計画	H9.3 (H23.3改定)
	船橋市一般廃棄物処理基本計画	H19.3.23 (H24.2改定)
館山市	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	H10.5 (H18.9改定)
木更津市	木更津市環境基本計画	H15.3.31
松戸市	松戸市環境計画	H10.3.31
野田市	野田市環境基本計画	H11.3 (H23.3新計画策定)
成田市	成田市環境基本計画	H12.3.26 (H20.3新計画策定)
佐倉市	佐倉市環境基本計画	H10.3
東金市	東金市環境基本計画	H13.3.30
旭市	旭市環境基本計画	H19.3
習志野市	習志野市環境基本計画	H19.3
	習志野市新エネルギービジョン	H19.2
柏市	柏市環境基本計画	H9.3.31 (H21年3月改訂)
勝浦市	勝浦市地域環境総合計画	H15.3.31
市原市	市原市環境基本計画	H18.3.31
流山市	流山市環境基本計画	H17.7
八千代市	八千代市第2次環境保全計画	H23.3
我孫子市	我孫子市環境基本計画	H13.3
鴨川市	鴨川市環境基本計画	H19.3
	一般廃棄物処理基本計画	H18.3
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市環境基本計画	H15.3
君津市	君津市環境基本計画	H17.3 (H22.3改訂)
	君津市一般廃棄物処理基本計画	H21.3
富津市	富津市環境基本計画	H19.5.1
浦安市	浦安市環境基本計画	H17.1
四街道市	四街道市環境基本計画	H10.3
	四街道市一般廃棄物処理基本計画	H21.3
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境基本計画	H15.3.31
印西市	印西市環境基本計画	H15.3.31
白井市	白井市環境基本計画	H14.3
富里市	富里市環境基本計画	H14.4.1
南房総市	南房総市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	H20.3 (H24.3新計画策定)
	南房総市環境基本計画	H22.3
匝瑳市	匝瑳市環境基本計画	H23.3.8
香取市	香取市環境基本計画	H21.3
大網白里町	大網白里町環境基本計画	H18.10.1
御宿町	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	H10.3.27

【緑の基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千葉市	千葉市緑と水辺のまちづくりプラン	H9.12 (H24.3新計画策定)
市川市	市川市みどりの基本計画	H16.3月
船橋市	船橋市緑の基本計画	H9.10 H19.10改定

市町村名	名 称	制定日
松 戸 市	松戸市緑の基本計画	H10. 12 (H21. 3 改定)
成 田 市	成田市緑の基本計画	H9. 7 (H22. 3 新計画策定)
習 志 野 市	習志野市緑の基本計画	H19. 3
柏 市	柏市緑の基本計画	H8. 3 H21. 6 改定
市 原 市	市原市緑の基本計画	H21. 3
流 山 市	流山市緑の基本計画	H18. 3. 31
八 千 代 市	八千代市緑の基本計画	H15. 3
我 孫 子 市	我孫子市緑の基本計画	H11. 7
鎌 ケ 谷 市	鎌ヶ谷市緑の基本計画	H15. 2
君 津 市	君津市緑の基本計画	H15. 3
浦 安 市	浦安市緑の基本計画	H17. 4. 1
四 街 道 市	四街道市みどりの基本計画	H18. 1
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市緑の基本計画	H7. 3
印 西 市	印西市緑の基本計画	H11. 11
白 井 市	白井市緑の基本計画	H9. 8
大 網 白 里 町	大網白里町緑の基本計画	H15. 3. 18 H21. 3 改訂
白 子 町	白子町緑の基本計画	H12. 3

ウ 地球環境保全のための事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市地球温暖化対策実行計画	千葉市では、市民・事業者・市のすべての主体が環境に対する規範意識をもち、各々の役割に応じた温室効果ガスの排出抑制と吸収源の保全に向けた対策を推進するために「地球温暖化防止実行計画」、「地球温暖化対策地域推進計画」、及び「新エネルギービジョン」を統合した新たな実行計画を平成24年3月に策定した。
	千葉市地球環境保全協定	事業者と「地球環境保全協定」を締結し、省エネ対策や廃棄物の削減あるいはエコドライブの推進など、地球環境に配慮した取組を実践してもらう。
	地球温暖化防止キャンペーン	家庭における地球温暖化対策を促進するため、環境家計簿の結果を市に報告し、省エネに取り組んでいただく「ちば・エコファミリー（環境シェフ）」の募集を行った。また、より幅広い市民の方々に地球温暖化対策に取り組んでいただくため、身近な温暖化対策に取り組むことを宣言していただく「ちばし環境宣言」の募集を行った。
	ちばしエコライフカレンダー	家庭において、地球温暖化対策や環境保全に対する意識を高めていただくため、身近な取組事例や環境家計簿機能を盛り込んだ「ちばしエコライフカレンダー」を作成・配布した。
	地球温暖化防止アドバイザー制度	地球温暖化防止に関する意識の高揚及び地球環境保全活動の推進を図るため、市民団体等が主催する学習会に地球温暖化防止アドバイザーを派遣した。
	住宅用太陽光発電設備設置費助成事業	市内の自らが居住する住宅に太陽光エネルギーを利用した住宅用発電設備を設置する方に、その経費の一部を助成する。太陽電池出力1kWあたり3万円とし、上限額9万円（3kW）。
銚 子 市	銚子市地球温暖化対策実行計画	H20年3月制定。 本市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を、H20年度からH24年度までの5カ年で基準年度（H18年度）比5%以上の削減を目指す。 一般廃棄物処理における環境自主行動計画（H22年8月制定）、水道事業における環境自主計画（H23年3月制定）、下水道事業における環境自主計画（H23年3月制定）
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23年10月から実施。太陽電池モジュールの最大受給電力に1kwあたりの補助単価4万円を乗じた額で、最高16万円を補助。ただし、市内事業者が施行した場合は、1kwあたりの補助単価5万円、最高20万円を補助。H25年度まで。
市 川 市	環境保全協定	事業者が環境負荷低減を自ら継続的に実施するため、理念や手続きを示した環境保全協定と、温室効果ガスの排出抑制やグリーン購入の促進等の具体的な取組を示した細目協定からなる。H23年度末現在68事業所と協定。
	市川市エコライフ推進員制度	市から委嘱された30人のエコライフ推進員が市民に対しエコライフ（環境にやさしい生活）への取り組みを提案し、実践を促すことで、市民レベルでの二酸化炭素の削減を図る。
	市川市地球温暖化対策実行計画	市の施設から排出される温室効果ガスの排出量の抑制を目的とした計画で、本市が行う事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源を推進している。平成18年度からH22年度までに平成11年度比6%の削減を目指す。H23年度は計画を準用して、取組を実施した。
	住宅用太陽光発電システム設置助成事業	平成12年度から実施。住宅用太陽光発電システムの普及促進を図るため、設置費の一部を助成している。補助金額は出力値1kWあたり20,000円（上限100,000円）。
	公共施設への再生可能エネルギーの導入	公共施設に太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーシステムを導入し、環境学習や市民への啓発に活用している。
	地球温暖化対策推進プラン（市川市地球温暖化対策地域推進計画）	市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民・事業者・市の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進するために平成20年度に策定し、6つの重点施策に取り組んでいる。 (平成28年度を目標年度として部門ごとに目標を設定)また、市川市地球温暖化対策推進協議会と共催で地球温暖化対策地域サミットを開催するなど、地域の様々な主体と協働で温暖化対策に取り組んでいる。

市町村名	名 称	内 容
船 橋 市	船橋市地球温暖化対策実行計画 (ふなばしエコオフィスプラン)	庁内組織における環境への負荷の低減、環境保全意識の向上を図るため、温対法に基づく実行計画として23年3月に改正し、環境負荷低減の継続的な誘導を図っている。
	船橋市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくものとして、H24年3月に策定。温室効果ガスを平成2年度比でH62年度までに50%減を目標に、8つの施策の柱を設定し、市民、事業者、市の役割分担により推進している。
	住宅用太陽光発電システム、住宅用 高効率給湯器補助事業	自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システム又は高効率給湯器を設置する費用の一部を補助した。
	環境家計簿「ふなばしエコノート」	電気とガスの使用量から、家庭での二酸化炭素排出量を簡単に計算し、地球温暖化防止への意識を深めてもらうため、環境家計簿「ふなばしエコノート」を出前講座等で配布している。
	船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣制度	市内の市民活動団体や町会・自治会等が実施する学習会等に指導員又は講師として船橋市地球温暖化防止推進員を派遣している。
	緑のカーテンの促進	地球温暖化防止のため、公民館等の公共施設や家庭で緑のカーテンづくりができるよう、ゴーヤの苗1,700本と手引きを配布。併せて取組を表彰するコンクールを実施している。
	公共施設への省エネ・新エネ設備の 導入	公共施設における再生可能エネルギー設備の導入や、省エネルギー型の設備に更新するなどの改修事業を行っている。
館 山 市	第二次館山市地球温暖化対策実行計画	H20年8月1日制定 第一次計画に引続き計画を策定。計画期間はH20年度からH24年度までの5年間。 削減目標は基準年（H12年度）と比べてマイナス20%。
	館山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H21年度から実施。住宅用太陽光発電システムの出力1kwあたり20,000円（上限80,000円）の補助。
木 更 津 市	第二次木更津市地球温暖化対策実行計画	H20年3月31日策定 本市が行う事務事業に関し、温室効果ガス排出削減の方策について実行計画として策定し、併せて、市民に対し地球温暖化対策に関する啓発、情報提供等を行うことにより温室効果ガスの排出削減に寄与することを目的とする。
松 戸 市	松戸市地域新エネルギービジョン	行政だけでなく、市民、事業者が「新エネルギーの導入」を体系的、統一的に取り組めるような基本指針。 H15年3月策定
	松戸市地域省エネルギービジョン	市民、事業者、行政それぞれが自主的に自立して省エネルギーに取り組むまちをめざす。H18年2月策定
	松戸市役所地球温暖化防止実行計画	「松戸市役所エコオフィス行動プラン」を再構築し、市役所全体の事務及び事業により排出される温室効果ガスの量で目標設定。H16年4月1日策定。平成23年度より「第2次松戸市役所地球温暖化防止実行計画」として運用
	松戸市減CO2大作戦 (＝松戸市地球温暖化対策地域推進計画)	かけがえない地球を健全な姿で未来にきつぐため、市民・事業者・行政が一体となって市全体で温室効果ガスを削減するための目標を掲げ、様々な事業（Matsudo戦略）を展開しながら、削減を目指す。 平成21年3月策定
	松戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	太陽光発電システムの普及促進を図るため、平成21年度より実施。住宅用太陽光発電システムの出力1Kwあたり1万円（上限3万円）の補助
	松戸市環境マネジメントシステム認証取得費補助金	環境マネジメントシステム（ISO14001・エコアクション21・KES・エコステージ等）の認証を取得する市内中小企業者に対し、補助金を交付。平成21年度より実施。一補助対象事業者あたり50,000円の補助
	松戸市電気自動車導入補助金	電気自動車を導入（購入・リース）する個人及び事業者に対し、電気自動車一台あたり50,000円の補助。但し、個人の場合は世帯に一台、事業者の場合は事業場に一台とする。平成23年2月1日施行。
野 田 市	野田市地球環境温暖化対策実行計画	地球温暖化防止を推進するため、市が行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。H19年4月策定（H24年8月新計画策定）
茂 原 市	茂原市地球温暖化対策実行計画	市役所の事務・事業により排出される温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量を、H15年度を基準年とし、H23年度までに7%削減することを目標。H19年4月1日策定
	住宅用太陽光発電設備設置奨励事業	H23年9月26日制定。市内に居住している住宅に太陽光発電設備を設置する個人に、その経費の一部を助成する。太陽電池出力1kwあたり2万円とし、上限額7万円(3.5kw)
成 田 市	成田市環境保全率先実行計画	市自らが成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を実践し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進するために実行計画を策定した。H14年3月策定（H20年3月第2次計画策定）
	環境家計簿NARITA	H20年1月作成。市のホームページで公開するとともに、窓口やイベント等開催の際に配布。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	平成21年度から実施。出力1kwあたり3万円（上限12万円）。平成24年度まで。
	省エネナビ市民モニター	家庭の電気使用量や排出CO2を計測する「省エネナビ」と「エコワット」を希望する市民に貸し出し。10台まで。
佐 倉 市	環境家計簿	H18年11月作成。イベント等で随時配布。CO2排出係数を修正し平成24年3月に再販
	佐倉市地球温暖化対策地域推進計画策定	庁内組織として佐倉市地球温暖化防止対策検討会議を設置。市民からなる佐倉市地球温暖化対策地域推進計画検討懇話会を4回開催。H20年3月、計画策定。
東 金 市	東金市地球温暖化対策実行計画	東金市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出抑制についての実行計画をH12年11月に策定、以後3ヶ年ごとに見直しを行っている。
旭 市	旭市地球温暖化対策推進実行計画	H20年3月策定。 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の削減を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。
	旭市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	省エネ型社会の実現及び自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、平成22年度より実施。出力1kw当たり2.5万円（上限10万円）の補助。平成24年度まで。
習 志 野 市	習志野市地球温暖化防止実行計画	地球温暖化防止を推進するため、市自らが事業者であるとの立場にたつて、自らの事務事業に伴って排出している温室効果ガス排出量の削減に向けた実行計画を策定。（H21年10月策定）
	習志野市地球温暖化対策地域推進計画	国や県の地球温暖化対策・施策と連携して、温室効果ガスの排出削減のための総合的、計画的な施策を策定し、市民・事業者・市が主体的に地球温暖化防止を推進していく。（H21年6月策定）
	住宅用太陽光発電システム、住宅用 ガス高効率給湯器設置費補助事業	住宅用太陽光発電システムを設置した市民に対し、設置費の一部を補助。出力1kwあたり2万5千円（上限10万円）住宅用ガス高効率給湯器を設置した市民に対し、設置費の一部を補助。1台につき上限5万円
	地球温暖化対策啓発事業	地球温暖化防止の市民啓発を行うため、「キャンドルナイトinならし」を実施した。

市町村名	名 称	内 容
柏 市	柏市地球温暖化対策計画	柏市地球温暖化対策条例第7条及び地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の地域推進計画として、地球温暖化対策を総合的、計画的に推進するためにH20年3月に策定した。
	柏市エコアクションプラン	柏市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、温室効果ガス排出量削減を目標とした新柏市エコアクションプランをH20年4月に新たに策定した。
	柏市新エネルギービジョン	新エネルギーの一層の導入促進を図ることで、市の温暖化対策を効果的・効率的に推進するため、柏市新エネルギービジョンをH20年2月に策定した。
勝 浦 市	勝浦市地球温暖化防止対策実行計画	平成22年3月策定。市の事務及び事業に関して温室効果ガス排出量の削減目標を示し、排出抑制等を明らかにする。
市 原 市	市原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H24年3月。市民、事業者、市が地球温暖化の影響や対策の必要性を再認識するとともに、それぞれの役割を明らかにし、協働して着実に実行することにより、温室効果ガスを削減する。
	市原市バイオマスタウン構想	H20年2月公表。市のバイオマス活用目標、今後展開するバイオマス施策の基本的な取組方針を定める。
	市原市エコ・オフィスプラン[2009～2012]	H20年3月改定。市の地球温暖化対策の一環として、エネルギー消費の削減を重点施策とし、率先的に省エネルギーや省資源化を推進する。
	市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業	H18年度から実施。住宅用太陽光発電システム1件あたり2万5千円。（ただし、市内施工業者を利用した場合の特例、1件あたり3万5千円）
	減CO2の木プロジェクト	H20年10月から実施。市民が身近にできる地球温暖化対策の項目から、実践できるものを用紙（減CO2リーフ）に記入し、減CO2の木（ポスター）に貼りつけ、減CO2宣言をする。
	緑のカーテン事業	H21年度から実施。ツル性の植物を建物の外側に伸ばすことにより、二酸化炭素排出削減につなげる。H23年度実績：市内公共施設121ヶ所に設置。また、緑のカーテンを普及するため、市民、事業者の作った緑のカーテンに関するコンテストを実施した。
	ストップ温暖化講座	H20年度から実施。身近な地球温暖化対策の取組を紹介する。H23年度の実績：参加者36組78人
流 山 市	流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	平成22年3月策定。市域の温室効果ガスの排出抑制を目的とし、そのために必要な、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策の策定と、市民や事業者が取るべき行動について定めた。削減目標：2020年度までに、2007年度と比較して20%削減する。
	流山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	平成22年3月策定。市役所から排出される温室効果ガスの排出抑制を目的とし、主な取組は庁舎等の省エネルギーの推進であり、市民や事業者に対する率先垂範の役割を果たすものとして策定した。削減目標：2014年度までに2008年度と比較して10%削減する。
	流山低炭素まちづくり研究センター事業	平成21年より。温暖化防止のための各種の取り組みを有機的に連携させ、実践的な取り組みに関する検討と提案を行うことにより、流山市、市民、事業者等の関係者が、特に一般家庭を中心に温室効果ガスの排出量のより効果的な削減に取り組むようにするなど、主として民生部門の低炭素化を図ることを目的とする。
	緑のカーテン事業	モデル事業：自治会等を対象に地域ぐるみでの普及を図るため、ゴーヤの苗41自治体等1,970世帯7,203株、学校・保育所・大学2,088株を無料配布。写真及びレシビコンテスト：市民、事業者が設置した緑のカーテン及びレシビコンテストを実施。
	太陽光発電設備設置奨励事業	地球温暖化対策として、太陽光発電設備を設置する市民に対し、奨励金を交付。1kwあたり3万円（上限12万）を交付。交付件数88件 8,952,000円。
八 千 代 市	八千代市率先実行計画	現在、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする第三期計画を展開している。
	八千代市地域新エネルギー・省エネルギービジョン	平成22年2月策定。八千代市におけるエネルギー消費削減のため、新エネルギーの導入・省エネルギーの推進、地球温暖化対策に取り組んでいく。
	八千代市住宅用太陽光発電設備設置費補助金	平成23年11月1日施行。
	グリーンカーテン事業	平成23年度より開始。50世帯に苗を配布。11月にグリーンカーテン写真展を実施。
我 孫 子 市	あびこエコプロジェクトⅡ（第二次環境保全のための我孫子市率先行動計画・我孫子市地球温暖化対策実行計画）	H12年策定の第一次率先行動計画での取り組み結果を受け、H18年3月に策定。市が行う事務事業に関して、環境への負荷の低減、温室効果ガス排出抑制と、市民・事業者の環境に配慮した指針の普及を図る実行計画。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	H14年度から実施。補助額：太陽電池モジュール1kw当たり25,000円、4kwを上限とする。
鴨 川 市	鴨川市地域新エネルギービジョン	太陽光や風力などの自然エネルギー、廃棄物などのリサイクルエネルギー、クリーンエネルギー自動車などの環境負荷の少ないエネルギー利用方法のうち、鴨川の特徴を活かした新エネルギーの導入を検討すべくビジョンを策定した。
	住宅用太陽光発電システム設置事業	平成21年11月制定。住宅用太陽光発電システムを設置するものに対し補助金を交付する。太陽電池の最大出力1kw当たり2万円、上限8万円。
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）	地球温暖化対策を総合的、計画的に推進することを目的にH22年3月に策定。
	鎌ヶ谷市住宅用太陽光発電システム設置促進事業	H22年度から実施。太陽光発電システム設置費用の一部を補助。システム最大出力1kwあたり1万円（上限3万円）
	鎌ヶ谷市住宅用燃料電池システム設置促進事業	H23年度から実施。燃料電池システム設置費用の一部を補助。システム1台あたり10万円。
君 津 市	第2次君津市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止のため、本市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量削減の推進に取り組む。H19年3月策定、計画期間：H19年度～H23年度
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	H17年度から実施。出力1kwあたり25,000円（10万円を限度とする）
富 津 市	富津市住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23年度から実施。1kwあたり2万円、上限7万円
浦 安 市	浦安エコホーム事業	H15年度から実施していた住宅用太陽光発電システム（出力1kwあたり2.5万円。上限額10万円）に加え、H21年度から住宅用ガスエンジン給湯器（上限額4万円）、二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（上限額3万円）、雨水貯留タンク（上限額1万円）を補助対象とした。※住宅用ガスエンジン給湯器（上限額4万円）、二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（上限額3万円）は平成23年9月に終了。

市町村名	名称	内容
浦安市	第2次浦安市地球温暖化対策実行計画	H18年3月に策定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図る。計画期間：H18～H22年度
四街道市	四街道市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、本市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制地球温暖化対策の推進を図る。
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止を推進するため、本市の事務・事業に関する温室効果ガス排出削減について実行計画を策定。
八街市	八街市役所地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度(H20年度)に比べてH27年度までに6%削減することを目指す。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23年度から実施。太陽電池の最大出力1kw当たり3万円、上限10.5万円。
印西市	印西市庁内エコプラン	H15年3月策定。CO ₂ 排出量の削減目標を定め、庁内の省エネ、省資源に努める。
	印西市グリーン購入推進指針	H15年3月策定。製品ごとに購入する観点をまとめ、庁内において推進する。
	太陽光発電システム等設置補助金	H17年度から実施。 太陽光発電システム：1kw当り40,000円、上限160,000円の補助(平成23年度より) 太陽熱利用温水機：機器1台につき30,000円の補助
白井市	白井市地球温暖化防止対策実行計画	地球温暖化防止のため、市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。
	環境家計簿の普及促進	地球温暖化防止対策の1つとして、日常生活からCO ₂ (二酸化炭素)排出量を減らす行動の実践とし、環境問題の意識付け、かつ家計の節約にも結びつけてもらうため、市ホームページに掲載、ダウンロードできるようにしている。
	白石市住宅用太陽光発電システム設置費	太陽光エネルギーを利用した機器の利用促進を図り、地球温暖化防止などの環境保全に役立てるため、住宅用太陽光発電システムを設置した人に設置費の一部を補助する。 1kw当たり25,000円、上限額100,000円
富里市	富里市地球温暖化防止実行計画	H19年4月策定。市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止の推進を図る。
	富里市住宅用太陽光発電システム設置補助金	平成23年11月1日から実施。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に、その設置費用の一部を補助する。出力1kwあたり25,000円(上限100,000円)市内施工業者を利用した場合1kwあたり30,000円(上限120,000万円)
南房総市	南房総市地球温暖化対策実行計画	H22年3月策定。本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を策定し、取組を推進することにより地球温暖化対策の推進を図る。
	南房総市エコライフカレンダー	市内小学4～6年生を対象とした環境ポスター及び中学生以上を対象とした環境標語を募集し、入賞作品を掲載した環境カレンダーを作成、小学校全児童等に配布する。
	太陽光発電新技術等フィールドテスト事業	千倉保健センター屋上に太陽光発電設備を導入し、保健センターの電気の一部をまかなっている。
	南房総市バイオマスタウン構想	H21年3月策定。市内で発生するバイオマスの利活用方法や利活用目標を定め、資源を有効活用した持続可能な循環型社会を目指す。
	エコライフ体験学習(緑のカーテン)	H22年度より地球温暖化対策の一環で、緑のカーテンづくりの普及推進を図る。市内小、中学校に、ゴーヤやキュウリの苗を配布し、緑のカーテンを作り、自然の日よけによる効果を体験する。また、実った野菜を食べることで地産地消運動の推進を図る。
	住宅用太陽光発電設備設置促進事業	H23年度から実施。地球温暖化の防止と地球における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用の太陽光発電の設備を設置する方に対し、補助金を交付する。太陽光発電設備の出力1kwあたり20,000円(上限70,000円)
匝瑳市	匝瑳市地球温暖化防止実行計画	H21年2月策定。市の事務及び事業に関して温室効果ガスの排出削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。温室効果ガスの排出量を、基準年度(平成19年度)に比べて平成24年度までに6%以上の削減を目指す。
	緑のカーテン事業	H23年度から実施。アサガオの種を市民及び事業者へ無料配布した。また、市関連施設においても緑のカーテンを配置した。
香取市	香取市地球温暖化対策実行計画	H20年3月策定。市におけるすべての事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の現況を把握するとともに、排出抑制に向けた取組項目を設定し、これに基づいて職員一人ひとりが行動することにより、地球温暖化の発生抑制に寄与することを目指す。
山武市	山武市地球温暖化防止推進委員会設置要綱	H21.12.16 制定。山武市の事務及び事業に関する山武市地球温暖化防止実行計画の策定及び推進をするため、山武市地球温暖化防止推進委員会を設置する。
酒々井町	酒々井町地球温暖化防止実行計画	H22年3月制定。町の事務・事業の実施に際し、温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行する。基準年度(平成20年度)。計画年度(平成22年～26年度)。
	住宅用太陽光発電システム設置補助金事業	H23年11月より実施。町内の自らが居住する住宅に、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、1kwあたり4万円(上限14万円)を補助する。
栄町	栄町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23年11月制定 住宅用の太陽光発電を設置する者に対し補助金を交付する。 1kwあたり2万円(限度額7万円)
東庄町	東庄町地球温暖化対策実行計画	平成21年3月制定。本町の事務及び事業に関し、温室効果ガス等の削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図る。
大網白里町	地球温暖化対策実行計画	H22.3月制定。町の施設等(町長部局の事務事業、出先機関等を含めた施設及び公用車)を対象に温室効果ガスの排出量の削減に努める。計画期間：H22～26
九九里町	住宅用太陽光発電システム設置補助制度	H23.10.17 制定。地球温暖化の防止及び地域の再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し設置費用の一部を助成 補助率1kwあたり20,000円(上限70,000円)
横芝光町	不法投棄防止対策事業	ポイ捨て禁止看板を設置し不法投棄防止PRを展開している。月1回不法投棄監視員と協力し、町内全域のパトロール及び広報活動による不法投棄防止と早期発見を行っている。 町雇用の環境美化推進員・協力員によりごみの回収や不法投棄防止のPRを図る。

市町村名	名 称	内 容
一 宮 町	一宮町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	H24.4.1 施行。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において、一宮町補助金等交付規則及び告示に基づき補助金を交付する。補助金の額は1kw当たり3万円を乗じて得た額とし、10万5千円を限度とする。
長 生 村	長生村役場地球温暖化対策実行計画	平成21年4月制定。長生村の事務及び事業に関し、職員自らが温室効果ガス（二酸化炭素）排出抑制等の取組みを実施することにより、村民・事業者の規範となり、地球温暖化防止に向けての自主的な取組を推進することを目的としている。
白 子 町	白子町地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。白子町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
長 柄 町	長柄町地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。長柄町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
長 南 町	長南町地球温暖化対策実施計画	H22年3月制定、長南町の事務事業にあたって、本計画に基づいて温室効果ガスの削減目標にむけて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。
御 宿 町	御宿町地球温暖化対策実行計画	御宿町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の取組や総排出量の目標を定め、地球温暖化防止に向けての自主的な取組を推進することを目的とする。平成21年4月1日施行。

エ 保存樹木・保存緑地等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	保存樹木・保存樹林	S46年度より、市街化区域及びその周辺に存する一定の基準を満たした樹木・樹林を良好な都市環境の保全と都市の美観風致の維持を目的として、所有者の協力を得て「保存樹木」あるいは「保存樹林」として指定している。 保存樹木 604本 奨励金 3,000円/本 保存樹林 約241.5ha 奨励金 10円/㎡
	市民の森	S48年度より、市民に自然の恵沢を十分享受できる憩いの場を提供するため風致や景観が優れている樹林地を市民の森として設置している。 11か所・約28・0ha 奨励金 20円/㎡（市街化区域）、10円/㎡（市街化調整区域）
	市民緑地	土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援・促進すると共に、緑の保全・創出を推進する。 使用貸借契約（無償）を締結した場合、固定資産税は非課税、また、契約期間が20年以上の場合相続税は2割評価減となる。16か所 約19.4ha
市 川 市	緑化対策事業	「市川市都市美観の保持等に関する条例（昭和56年7月2日）」及び「市川市緑化対策事業補助金交付規則（昭和59年4月1日）」の規定に基づき、本市が行う緑化対策事業の協力者に対する補助。 ＜平成23年度実績＞ 交付対象面積 39.5ha 補助額 11,695千円
	協定樹木管理事業	「市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱」の規定に基づき、締結された保存樹木の3年に一度の剪定等（費用の1/2、上限3万円）並びに立ち枯れ等の撤去（費用の1/2、上限20万円）に対する協定者への補助。＜平成23年度実績＞ 交付対象樹木数 196本
船 橋 市	指定樹木等助成制度	支給基準 樹林 30円/㎡、樹木 5,000円/本、生垣 100円/m ※市街化調整区域内は半額 ※樹林については、固定資産税、都市計画税相当額を加算。 S48年9月29日制定 H23年度 支給総額 20,831千円
松 戸 市	松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業	都市の自然環境を良好に保全するために、条例の基準に該当する樹林および樹木を指定し、助成する制度。 ・保全樹林地区 20円/㎡・年 ・特別保全樹林地区 30円/㎡・年 ・保護樹木 2,000円/本・年 H23年度実績 総支給額 13,789,188円
野 田 市	野田市緑地保存に関する実施要綱	「市民の森」は、1,000㎡以上の市街化区域又は隣接区域内の山林、借地料は固定資産税相当額、管理費は市が管理しない場合は90円/㎡を支給する。 指定数：8箇所 対象面積：42,956㎡ 支給額：1,187,621円（H23年度実績） 「名木・古木」は、幹周、樹高に応じ2,000円～5,000円/年・本を支給する。 指定数：23本 支給額：67,750円（H23年度実績）
佐 倉 市	佐倉市名木、古木、樹林、草地等保存選定事業要綱	市内に所在する名木、古木、樹林、草地等で樹齢100年以上の保存価値の高いもの等で、選定基準に該当するものを選定し、所有者等に対し報償金を交付している。（S50年7月1日制定） 名木、古木 3,000円/本・年、樹林・草地 3円/㎡・年（最低3,000円～最高30,000円） 平成23年度支給総額 465,020円
習 志 野 市	保護地区等助成金	自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。 自然保護地区：10,217㎡（年間：5,500円+11円/㎡） 都市環境保全地区：38,102㎡（年間：5,500円+11円/㎡） 保存樹木：14本（年間：3,000円/本）
	習志野市名木百選事業	「身近なみどりとなふれあいながら学ぶ」をコンセプトとして、市民から公募した身近で親しまれている樹木を知識経験者及び市民からなる「名木選定委員会」で選定し、「習志野市名木百選」として指定している。
柏 市	柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱	(1) 固定資産税・都市計画税の免除 (2) 指定の基準 保護地区（700㎡以上の山林）、保護樹木（高さ12m以上、幹周り1m以上）
市 原 市	保全地区等指定奨励金	市原市緑の保全及び推進に関する条例に基づく指定（H23年3月31日現在） 樹林保全地区：638,325㎡ 野生動植物保護地区 2,066㎡（6円/㎡） 保護樹林：市街化区域内 136本（5,000円/本）その他の区域：258本（3,000円/本） ※1 奨励金 5,313,996円 ※2 保護地区、野生動植物保護地区は固定資産税を減免している。

市町村名	名称	内容
流山市	保存樹木・樹林補助金	流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、一定の要件（高さ、幹周など）を満たす樹木または樹林に対して保存樹林等の指定を行って補助する制度。 補助額：樹木3,500円/本、樹林15円/㎡（対象面積500㎡以上） H23年度末状況 保存樹木:142本 59,766㎡
八千代市	環境保全林 保全樹林	市街化区域内の樹林、寺社の樹林500㎡以上を有するもの。10ヶ所32,072㎡指定（H24年3月31日） 保全林以外の樹林で幹周1.2m以上高さ10m以上であり、樹容美観に優れていること。43ヶ所88本指定（H24年3月31日） 緑化推進事業助成金（保全林30円/㎡、保存樹木3,000円/本） 支給総額1,226,160円（H23年度実績）
我孫子市	保存緑地・保存樹木の指定	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。（助成金+固都税額） 保存緑地助成金20円/㎡ 総面積247,422.64㎡ 保存樹木助成金1,500円/本 総本数225本（H23年度未現在）
	手賀沼沿い斜面林保全指定	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。（助成金+固都税額） 保全特別樹林 市街化区域60円/㎡ 調整区域40円/㎡ 合計28,247㎡ 保全樹林 市街化・調整区域30円/㎡ 11,043㎡ 手賀沼沿い保全樹木 5,000円/本 23本（H23年度未現在）
鎌ヶ谷市	保全林助成金 保存樹木助成金	鎌ヶ谷市みどりの条例（平成5年12月22日） 事業内容：美観風致の維持を目的とし、指定した保全林・保存樹木は、枯損の防止等の維持管理費として助成する。 保全林助成金：面積×30円（年額） 指定箇所:14箇所(48,864㎡) 総支給額:1,465,920円 保存樹木助成金：1本あたり1,500円（年額） 指定箇所:13本 総支給額:19,500円
	ふれあいの森報償費	鎌ヶ谷市みどりの条例（平成5年12月22日） 事業内容：市民に森林レクリエーション及び保健休養の場を提供することを目的とする。 奨励金:面積×30円+都市計画税+固定資産税(年額) 指定箇所:8箇所(36,067㎡) 総支給額:2,408,228円
君津市	自然保護地区及び保存樹木等指定事業	自然環境を保護する観点から自然保護地区の指定(1,000㎡以上)や自然環境の確保及び美観風致を維持するため保存樹木の指定を行っている。 ・自然保護地区 補助率:1,000㎡につき3,000円、対象地区総面積:26,219㎡、支給総額:78,640円 ・自然保存樹木 補助率:1本につき1,000円（年額）、対象本数:21本、支給総額:21,000円
	生垣設置奨励補助金	新たに生垣を設置する方に補助金を交付。2,000円/m（40,000円を限度）また、生垣設置の際ブロック塀等を撤去する場合にも補助金を交付。2,500円/m（40,000円を限度）
浦安市	保存樹木指定事業助成金	規則制定 S55年2月14日 指定開始は、H11年度より指定開始規則に基づき、保存樹木を制定し、保存と管理に要する経費を助成金として交付する。 樹木1万円/本・年 現在30団体（神社寺管理団地・個人） H23年度末 616本、30団体、総額6,160,000円
四街道市	四街道市樹木・樹林等保存選定事業	要綱に基づき、保存樹木及び樹林を選定し、その保存と管理に要する経費の一部を助成金として交付する。 助成額：樹木3,000円/本・年 樹林(1,000㎡以上)3円/㎡・年、樹林(1,000㎡未満)一律3,000円 選定箇所：樹木46本、樹林6箇所8,637㎡ 助成金支給総額：164,850円（H23年度）
	生垣設置補助事業	生垣設置への助成1,500円/m。ブロック塀等の撤去への助成2,000円/mともに30,000円を限度とする。
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市生垣設置奨励補助金交付要綱	住宅用地に生垣を設置する者に対し、その経費の一部を補助金として交付している。補助金額2,000円/m H23年度実績 補助件数16件 補助金総額656千円
	袖ヶ浦市保存樹木等助成金交付要綱	条例に基づき指定した保存樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。 助成額:樹木1,500円/本・年、樹林5円/㎡・年
白井市	白井市緑地保全事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保存するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し助成金を交付。特別保全緑地 総面積 35,639㎡ 交付基準 固定資産税及び都市計画税に相当する額
	文化財保存・周知事業	市指定文化財（天然記念物）として樹木を指定しており、所有者に対し報償金を交付。 樹木指定件数 2件 10,000円/件（年額）

オ 自然環境保全のための協定制度

市町村名	名称	内容
千葉市	工場等緑化協定	敷地面積500㎡以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結する。 協定締結数 844か所 敷地面積 約1,550ha 緑化計画面積 約266ha
	緑地協定	緑化による住みよいまちづくりのために、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する。 協定締結実績175地区 約615.5ha
	谷津田保全活動協定の締結	千葉市の原風景であり、多様な生態系を有する谷津田の自然を保全するため、H15.7月「谷津田の自然の保全施策指針」を策定した。また、「谷津田の自然の保全に関する要綱」を制定し、地権者との保全協定締結や保全区域の指定を進めるとともに、保全活動を積極的に行える団体と保全活動協定を締結した。 谷津田等の保全区域25地区 保全協定締結面積40.39ha（H24.3月末現在）、保全活動協定締結団体1団体
市川市	都市緑地法による緑地協定	市街地の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する 平成23年度累計市内12箇所 6.46ha
船橋市	保存樹木等保全協定及び緑地保全の創出協定	敷地面積 500㎡以上の開発行為及びその他事業をしようとする者は市と緑化の協定を結び、緑化及び保全に努める。 H23年度 緑化協定件数（宅地開発に伴うもの） 95件 43,486㎡

市町村名	名 称	内 容
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19年4月1日制定。貴重な野生動植物の生息地又は生育地としての樹林地を保全するとともに、自然に恵まれた都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする（保全樹林地地区の指定をした樹林地のうち保全協定をしたものに限って助成金15円/㎡+固定資産税相当額を交付する）。 指定面積：40,665㎡
成 田 市	緑化協定	「緑化推進指導要項」により、事業区域が0.3ha以上の場合、緑化率の確保について事前協議を行い、緑化協定を締結。
佐 倉 市	環境保全協定	開発区域内の生態系保全策として、照明施設や景観地の構造等に環境配慮を求める協定を締結。
習 志 野 市	緑化協定	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」により、敷地面積の20%以上の緑地の確保を義務づけしており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。
柏 市	みどりの広場要綱	(1) 緑の保護地区のうち、良好な樹林地をみどりの広場として保全 (2) 所有者と土地使用賃貸契約を締結（5年以上） (3) 事業実績面積55,467㎡
	緑地保存協定	敷地面積500㎡以上の開発行為等を行った場合、事業者と緑地保存協定を締結している。 45件215,880㎡(敷地面積) 34,989㎡(緑化面積)
市 原 市	ゴルフ場に関する環境保全協定	協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。
流 山 市	文学の散歩道整備事業における斜面樹林の保全協定	「水と緑の文化の創生事業」として江戸川・利根運河を中心とした水辺空間、文学の散歩道ルートの設定を行い、併せて新川耕地沿いの実測約5kmにわたる斜面樹林の保全を図りながら整備計画したもの。面積約7ha
	斜面樹林の保全協定	前ヶ崎地先、富士川沿いの東側に約2kmにわたって連続する斜面樹林は、地域の生活に根づいて、ふるさと流山の景観を今に伝え、市内でも有数の良好な緑の景観を誇っている。この先、長期にわたり斜面樹林の姿をとどめられるようその保全を図る。面積約1.7ha
八 千 代 市	緑化協定	敷地面積500㎡以上の工場や建築物又は開発行為をしようとする事業者は、市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。協定面積 197,152.71㎡ (H23年度実績)
君 津 市	緑化協定	公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有者等と緑化に関する協定を締結。実績面積：1,302,537.3㎡
富 津 市	緑化協定	敷地面積500㎡以上の工場等は、「協定の締結に関する指導要綱」に基づき市と緑化協定を締結する。
浦 安 市	緑化協定	浦安市宅地開発事業等に関する条例により、一定規模以上または特定の地区において緑地を保全する緑化協定を締結している。
	緑地協定	土地緑地法に基づき、一団の土地の所有者等の合意により、保全または緑化に関する緑地協定の締結を認可している。
袖 ヶ 浦 市	緑地保存協定	3,000㎡以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。 (H24年3月末現在) 実績182ha（三者協定：74事業所 二者協定：115事業所）
白 井 市	緑化の推進	白井市開発事業指導基準により、市内で宅地等を開発する事業者公園や緑地、広場の設置基準を設け緑化の推進を図っている。

カ 自然環境保全のための基金

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の基金	緑と水辺の都市づくりに生かすためにS59年4月1日に設置。公園整備や公園施設の管理運営、緑化推進事業、緑化意識普及事業等に充当している。
市 川 市	(財) 市川市緑の基金	市民その他の積極的な参加と協力による緑地の取得、保全及び緑化の推進のため、主に以下の事業を実施。 ・緑化の普及啓発事業（花の講座、園芸相談の実施等） ・緑化の推進事業（市民ボランティアへの支援等） ・緑化助成事業（生垣助成、屋上等緑化助成等） ・江戸川さくら並木整備事業
木 更 津 市	木更津市盤洲干潟保全基金	H4年9月設立。盤洲干潟保全及びその活動を図る。
松 戸 市	(財) 松戸みどりと花の基金	市民等の自発的、積極的な参加を得て都市緑化の推進を図る。H2年3月27日設立。 目標額 10億円 造成済額 4億7000万円
野 田 市	野田市みどりのふるさと基金	H23年3月に条例を改正し、新たに次の事業を追加（H23.4.1から施行） ・里地、里山その他の自然環境を保全し、又は活用する事業 ・人と自然が共生する地域づくりを推進する事業 ・緑のふるさと野田を実現するために必要な事業
佐 倉 市	(財) 佐倉緑の銀行	市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護及び緑化推進を図る。S59年3月設立。
東 金 市	みどりのふるさと基金	公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一帯の緑地の保全。目標額5億円、基金の造成実績123,586千円（H23年度決算）
習 志 野 市	みどりのふるさと基金	H5年4月1日制定 緑豊かな街づくりの推進を図るための緑化普及啓発事業
柏 市	(財) みどりの基金	・目標額 20億円 ・基本財産 5億円 (H7年4月3日設立)
流 山 市	流山市ふるさと緑の基金	緑化思想の普及および啓発。公園及び緑地の整備又は管理運営 H23年度積立金額：480,300千円
我 孫 子 市	我孫子市緑の基金	設立S60年4月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金 H23年度未現在 167,100千円
鴨 川 市	鴨川市環境保全基金	H17年2月11日条例制定 基金として積み立てる金額は、積み立てる年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とし、基金は、環境保全事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市みどりの基金	鎌ヶ谷市みどりの基金条例に基づく積立条例制定：昭和60年4月 公園の整備、緑化推進等緑の保全をする事業に充当している。
神 崎 町	自然と人とふれあいの緑基金	緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづくりを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランター設置 他

キ 野生動植物の保護・育成等

市町村名	名称	内容
千葉市	市の鳥コアジサシの保護	市の鳥コアジサシの保護のため、生息実態調査や検見川の浜における営巣地の保護対策を実施した。
	大草谷津田いきものの里の整備	ふるさとの原風景であり、多様な動植物が生息・生育している谷津田の自然を保全し、市民が自然とふれあい、学ぶ場を提供するため、H17年度に入口広場や自然再生ゾーンなどを整備し、H18年5月に供用開始した。面積約26ha
	貴重な動植物の保護	千葉市の保護上重要な野生生物（レッドリスト）をH16年5月作成し、環境アセスメントや自然保護意識の高揚に活用している。また、在来生物の生息・生育環境を保全するため、特定外来生物（アライグマ、カミツキガメ）や有害鳥獣対策を実施している。
市川市	イノカシラフラスコモ保護保全事業	じゅん菜池緑地には、環境省の絶滅危惧種Ⅰ類に指定された車軸藻の一種である「イノカシラフラスコモ」が全国で唯一自生している。 そこで、専門家を交えた検討委員会で得られた知見に基づき、保護保全に取り組んでいる。
	行徳野鳥観察舎及び近郊緑地観察路の管理	千葉県からの委託を受け、行徳鳥獣保護区域において、野鳥類の飛来地及び生息地としての環境が良好に保全されるように適正に管理・運営するとともに、多くの来館者に野鳥の生息観察をとおして自然に親しむ機会を提供するなど、自然保護思想に普及に努めている。 さらに、行徳近郊緑地の一部に市民が自然に親しむ観察路・観察壁などを整備し、土曜・日曜・祝日に開放している。
佐倉市	ピオトープ創出事業	佐倉城址公園内にピオトープ（生物観察水路）を整備。（H10年度～） 印旛沼の水質浄化を推進する一環として、上手織川の植生浄化施設を管理。（H16年度～） 直弥公園谷津田生態系保全区域に、木道や案内板などの水辺施設を設置。（H16年度～）
	ちばりサーチパーク保全ゾーン維持管理事業	H12年度より、佐倉市に移管された保全ゾーン内のホタル水路等の維持管理を実施。
	カタクリ植生地の保護	カタクリ植生地の保護及び管理。（面積3,680㎡）
習志野市	谷津干潟自然観察センターの運営管理	谷津干潟及びそこに飛来する野鳥を通して、自然の大切さに気づいてもらうため、来館者への解説や各種の行事を行っている。
	湿地交流	国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的に、オーストラリアのブリズベン市と湿地提携をH10年2月25日に調印。
柏市	柏市生きもの多様性プラン	H23年3月プラン策定
市原市	市原市ピオトープ保全活動推進事業	H23年度実績4団体226,150円 うち土地奨励金26,150円
流山市	生物多様性なごれやま戦略策定	平成22年3月策定。戦略に基づく施策・取組を推進。生物多様性シンポジウムの開催、モニタリング調査を実施。
八千代市	ほたるの里づくり事業	ほたるが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり実行委員会」が発足し、市民・企業・行政が協働で維持管理を行う。
	八千代市谷津・里山保全計画	平成23年3月策定。八千代市に残る貴重な自然環境である谷津・里山を将来にわたり、保全・再生・活用していくために、施策を展開していく。
富津市	天然記念物「愛宕山のサル生息地」被害防止管理事業	富津市と君津市が委託している事業。天然記念物であるニホンザルを指定区域内より外に出ないようにし、サルによる被害を防止すること、地域住民の生活と文化財である野生生物と調和のとれた共存を実現することを目的とし、また環境変化や生態調査も行っている。
四街道市	ホタル自生地の保護（自然観察地整備事業）	自然観察地整備事業の一環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。
いすみ市	源氏ぼたるの保護・育成	いすみ市ゲンジボタルの保護に関する条例により、保護するとともに地域住民の協力のもと河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるが発生している。更に「源氏ぼたるの観賞のタペ」等のイベント実施により、環境保全の啓発に努めている。
横芝光町	コアジサシ・ハマヒルガオ・アカウミガメの繁殖地保護	防護柵を設置し、繁殖地への車両等の進入を禁止。
	湿生植物の保護	ふれあい坂田池公園内に湿生植物園（A-663㎡）を設け坂田池周辺、栗山川中流部に生育していた湿生植物を集めて育てている。
御宿町	ミヤコタナゴ保護増殖事業	生息環境の整備及び監視。

ク 河川（湖沼）浄化事業

市町村名	名称	内容
千葉市	合併処理浄化槽設置事業	河川等公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。（S62年10月1日施行）
	河川浄化実践活動推進	生活排水対策に関する啓発活動や流域の水質浄化等のため、流域住民の中からその区域の核となる浄化推進員を選定し、市と市民が連携し河川の水質調査や清掃作業などの河川浄化活動を推進している。（花見川、都川、坂月川）
銚子市	合併処理浄化槽設置促進事業	単独処理浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に対し補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の整備促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とする。
	EM菌放流	河川名：小畑川・赤池川 浄化の方法：EM菌の散布
市川市	市川市生活排水対策推進員（みずアドバイザー）制度	市から委嘱された10人のみずアドバイザーが、自ら生活排水対策を実践するとともに、真間川流域をはじめ下水道未整備区域を中心に啓発活動を行っている。
	都市排水路（春木川流域）浄化施設整備	河川に流れ込む生活排水を浄化するため、平成3年～5年度に春木川に流入する水路3ヶ所に都市排水路浄化施設（市川市浄化施設1～3号機）を設置した。

市町村名	名称	内容
船 橋 市	合併処理浄化槽設置補助金交付事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併浄化槽の設置促進を図るため、浄化槽の設置に対して補助を行う。(S63.4.1 施行。H24.4.1 から単独浄化槽、くみ取り便槽からの転換設置に限定)
	生活排水汚濁水路浄化施設整備事業	H6 年 2 月竣工。生活排水による汚濁の激しい海老川支流の高根川に浄化施設を建設した。(4,600 m ³ /日、BOD 10 mg/ℓ、SS 10 mg/ℓ)
館 山 市	浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換する場合に補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
木 更 津 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
松 戸 市	生活排水対策浄化槽推進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。H23 年度補助実績 6 基
	家庭内浄化対策事業	市民自ら生活排水対策の啓発活動を生活排水対策指導員の協力のもと事業を実施している。(市民 18 名に委嘱)
	河川直接浄化施設等の維持管理	坂川水系に設置した河川浄化施設の維持管理を行う。水質改善により、順次施設停止予定(施設数 8 箇所→3 箇所停止、稼働 5 箇所)
野 田 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。また放流先がない場合の処理装置を併せて設置する者には上乗せ補助を実施。
	生活排水処理施設	木間ヶ瀬新宿地区からの生活排水を浄化し、水質汚濁防止を図る。
茂 原 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成 田 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。なお、印旛沼の水質改善のため印旛沼流域を対象として、高度処理型合併処理浄化槽設置の推進を図る。
	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。対象人数 5～50 人槽
	集中処理浄化槽修繕工事補助事業	住宅団地に設置されている集中処理浄化槽の修繕工事を行う地域団体に対し修繕費用の補助を実施することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。
佐 倉 市	合併処理浄化槽設置事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。単独処理浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に設置換えをする場合及び放流先のない場合の処理装置を設置する場合にそれぞれ上乗せ補助を実施。
東 金 市	浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
旭 市	合併処理浄化槽設置事業	公共用水域の水質汚濁の防止を目的とし、合併処理浄化槽設置者や単独処理浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換者への補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	生活排水処理施設(旧飯岡町)	飯岡海岸地区からの生活排水の処理施設を維持管理し水質汚濁防止を図る。
柏 市	合併処理浄化槽設置奨励補助金交付事業	公共用水域への家庭雑排水による水質汚濁を防止するため、単独浄化槽及びくみ取り便所を廃止して合併浄化槽を設置する工事費の一部を補助する。手賀沼流域・利根川流域・江戸川流域
勝 浦 市	EM活性液の投入・配布	浜勝浦川等市内河川の浄化を目的に、定期的に河川への投入や、家庭への配布を実施し、水質浄化と市民意識の高揚を図る。
	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助金を交付する。
市 原 市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。水道水源地である高滝ダム流入地域については、他の地域より高い補助金を交付。単独処理浄化槽・くみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合は、転換上乗せ補助を実施。
流 山 市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による江戸川及び手賀沼の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。
	河川管理	駒木台(八木南郵便局裏)地先の水路に EM 菌を散布し、水質浄化を図る。
八 千 代 市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。
	生活排水対策	広報紙等による啓発を行なう。H19 年 3 月に生活排水対策推進計画の改訂を行なった。
我 孫 子 市	移設式沈殿槽	手賀沼に流入する排水路のうち 2 排水路(根戸・宿幹線)の流末に沈殿槽を設置し、ごみや浮遊物、汚泥を回収する。
	高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業	H16 年度より実施。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。転換については上乗せ補助を実施する。
鴨 川 市	EM菌放流、配布	市内の河川や排水路の浄化を目的に、定期的に放流及び各家庭に配布放流を行い、水質浄化効果と意識の高揚を図る。
	海域、河川、排水路水質調査	市内河川、排水路、海域等の水域調査を実施。
	家庭用合併処理浄化槽設置補助事業	生活排水を原因とする河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の補助制度を設け、水質浄化を図る。
鎌 ヶ 谷 市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、住宅の既存単独処理浄化槽又は汲み取り便所を高度処理型合併処理浄化槽に設置換えするものに補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設事業	大津川に流入する家庭雑排水の浄化のための処理施設の設置。(浄化方法：回転方式)
君 津 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	小糸川、小櫃川、亀山湖、片倉ダムの水質調査を実施。
富 津 市	浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
浦 安 市	河川等水質測定	市内 4 河川における水質測定を定期的実施している。

市町村名	名 称	内 容
四 街 道 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
袖 ケ 浦 市	合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
八 街 市	河川水質調査	S58 年度から年 4 回水質調査を実施。(鹿島川流域で 7 地点、高崎川流域で 6 地点)
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
白 井 市	合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川等を年 4 回、水質調査を実施。(5 地点) (二重川・下手賀沼・神崎川・金山落)
富 里 市	小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため小型合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し設置促進を図る。さらに単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換を行なった場合、上乘せ補助を実施。
	合併浄化槽修繕工事補助事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため地域団体が行う合併処理浄化槽の修繕工事に補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設	高崎川と根木名川の水質浄化を行うため市内 5 箇所の家庭雑排水共同処理施設を設けている。
	河川水質検査	市内の河川(根木名川、高崎川、木戸川、江川)の 9 箇所を年 3 回水質検査
南 房 総 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	家庭雑排水共同処理施設:富浦地区、岡本川 処理方法はバイオモジュール方式、豊年川 処理方法はバイオモジュール方式。富山地区、久枝共同処理施設 処理方法は接触酸化方式、高崎共同処理施設 処理方法は接触酸化方式、白浜地区 白浜共同処理施設 処理方法は接触酸化方式
	EM菌放流・配布	白浜地区及び富山地区の河川や排水路にEM菌活性液を定期的に放流及び配布し水質浄化を図る。
	河川等水質検査	市内河川及び海域の水質検査 (66 地点)
匝 瑳 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質浄化対策事業	大利根用水西幹線未流部に流れこむ都市水路の処理水質基準値をBOD20mg/lと定め、水路の水質浄化を図る。
	EMによる水質浄化作業	市域中心部を流れる大利根用水路へのEM菌活性液の放流及び同用水路周辺の家庭、事業所等への配布を行い、水質浄化を図る。
香 取 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	都市排水路浄化施設の設置	黒部川に流入する都市排水路 4 ヲ所にバイオモジュールシステム等の浄化施設を設置、計画処理推量 500 m ³ /日、BOD除去率 60%以上。
山 武 市	河川水質検査事業	市内 12 ヲ所の河川水質検査を行なう。(作田川、境川、木戸川)
	浄化槽等設置補助事業	浄化槽設置者の負担軽減と普及を図るため、補助金を交付する。
い す み 市	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	準用河川ビチャ川に設置し、河川の浄化を図っている。(S61年に設置)
	河川水質調査	市内河川の水質調査 (23 ヲ所・年 2 回)、工場排水水質調査。(3 ヲ所・年 2 回)
酒 々 井 町	町内河川水質検査	印旛沼に流入する河川(高崎川・江川・中川)及び印旛沼中央排水路の水質調査を実施。
	生活排水対策浄化槽推進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道未整備地域で高度処理型合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付。
栄 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
神 崎 町	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
多 古 町	多古町合併浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の整備促進を図るため補助金を交付する。 平成 15 年 3 月 26 日告示第 30 号
東 庄 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質検査	黒部川・桁沼川の水質検査を年 4 回実施
大 網 白 里 町	廃食用油再生処理事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、廃食用油を毎週日曜日回収し、石けんとBDFにリサイクルする。
	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象区域において補助金制度(単独からの転換)を設けている。
九 十 九 里 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
芝 山 町	河川水質調査	町内の河川(木戸川、高谷川)の 8 ヲ所を年 2 回の水質検査。
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を図るための補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
横 芝 光 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	二級河川栗山川の水質検査を年 5 回実施。(栗山川汚染防止対策協議会)
睦 沢 町	特定地域合併処理浄化槽整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、町が事業主体となり設置及びその後の維持管理を行う。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、特定地域合併処理浄化槽整備事業に該当しない箇所を対象に、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質汚濁防止	河川・堰 8 地点、水路 4 地点、河川底質 1 地点の水質調査を実施

市町村名	名称	内容
長 生 村	長生村合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱	H2 年 4 月 1 日制定（生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助金を交付する。）
白 子 町	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置者に対し補助金を交付。
	コミュニティ・プラント施設整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、コミュニティ・プラント施設を整備。
	町内河川等水質検査	町内河川等 20 箇所の水質検査を年 1 回実施。
長 柄 町	長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例	町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、その後における維持管理を行う。H15 年 12 月 5 日
	河川水質検査（11 カ所）	長柄町山根一宮川 H24 年 8 月 2 日実施
長 南 町	川をきれいにする運動	水と緑に囲まれた美しい景観と豊かな自然及び伝統ある郷土を守り、美しいふるさとづくりに努める。
	合併処理浄化槽設置整備事業	農業集落排水事業区域を除き小型合併処理浄化槽の設置について補助金を交付している。単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助している。
大 多 喜 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
御 宿 町	生活排水処理	堺川生活排水処理施設（接触ばっ気方式）、浜地区生活排水処理施設（接触ばっ気方式）
	清水川浄化対策推進会議設置要綱	生活雑排水等により汚染されつつある清水川の水質を浄化し、水をとりにまく環境を改善することにより、きれいでおいしいのある生活環境を創造する。H3 年 3 月 30 日制定
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
鋸 南 町	合併処理浄化槽設置整備事業	H6 年 6 月 1 日 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

ケ 水辺環境保全・親水等の事業

市町村名	名称	内容
千 葉 市	身近な水辺モデル事業	水辺環境を保全・回復し、市民が水辺に親しみ、ふれあう場を提供するため、H16 年度に坂月川上流の休耕田を活用したビオトープを整備した。H17 年度からボランティア団体が主体となる管理運営のもと、供用を開始した。
	地下水浄化事業推進基金事業	汚染地下水の浄化対策として、H11 年 4 月、事業者からの寄付金と市の一般財源により地下水浄化事業推進基金を設立し、長沼地区に浄化施設を 5 基設置し、地下水の浄化を行っている。
船 橋 市	船橋市三番瀬クリーンアップ	船橋三番瀬海浜公園での砂浜清掃と自然観察を通して、三番瀬に対する理解と関心を深め、もって三番瀬の保全を図る。なお、H23 年度は東日本大震災の影響により砂浜が立入禁止となったので中止した。
木 更 津 市	河川清掃・矢那川清掃	官・民参加により小櫃川（武田川）・烏田川・小浜川・畑沢川・矢那川の河床、河岸等の清掃を行う。
松 戸 市	河川環境整備事業	市民参画の基で進めてきた坂川再生の水循環系の再生のため、景観及び環境の整備を行う。
	河川清掃支援事業	河川愛護の啓発や河川清掃活動等に対する支援を行う。
成 田 市	江戸川松戸フラワーライン整備事業	江戸川河川敷に市民参加を得ながら水辺空間を形成するため、花畑による環境整備を行い、この作業を通して河川愛護精神を育成する。（行政との協働）
	ふるさと川づくり事業	根木名川（東和田～土屋）及び取香川（東金山～関戸）の整備により、訪れる人々に親しまれる川、成田市のシンボルとなる良好な水辺環境の保全を行っている。
	河川愛護	利根川隣接地域の住民により、堤防敷の清掃を行い、地域と一体となった良好な河川環境の保全・創出を推進している。
佐 倉 市	印旛沼クリーンハイキング	空き缶等のごみを拾いながら、印旛沼の水辺をハイキングする。また、麻賀多神社の獅子舞（成田市無形文化財）、環境啓発などを行う。H23 年度は震災の影響により中止。
	印旛沼浄化推進運動	印旛沼浄化への意識強化を図るため、印旛沼周辺の清掃及び啓発事業を実施。H23 年度は雨天のため中止
柏 市	畔田谷津環境保全整備事業	ちば環境再生基金の助成を受けて、田んぼ池や水路等を造成し、市民協働で保全整備を行っている。
柏 市	名戸ヶ谷ビオトープの活用	平成 14 年に整備した名戸ヶ谷ビオトープにおいて市民参加による運営管理及び環境学習活動や自然の保全啓発を行っている。
流 山 市	手賀沼水環境保全協議会の水質保全対策事業	手賀沼及び流域の総合的な水環境の保全について、関係者の意識の共有と連携協働した取組の推進を図り、もって恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。
	大堀川防災調節池河川環境用水整備事業	大堀川防災調節池上流部へ北千葉導水から分水し、防災調節池内の水量及び水質の確保を図るとともに修景工事を行い、河川環境を整備する。
	大堀川防災調節池修景整備事業	
我 孫 子 市	古利根沼水辺清掃	市民参加による古利根沼周辺の清掃。
	手賀沼ふれあい清掃	市民参加による、手賀沼及び手賀沼公園の水面と沼周辺の清掃作業。
印 西 市	河川美化緑化事業	市が手賀川の堤防を占用し、ソメイヨシノを植樹し水辺の景観作りを実施。
	四季の花壇の設置	黒部川河畔の堤防を利用して、住民参加型の花壇を設置し、親水の一助としている。
香 取 市	黒部川クリーンウォーキングの開催	市民参加による、黒部川周辺の清掃活動を実施。
	栗山川周辺環境ボランティア	栗山川の自然環境を守るため、町、ボランティアによる清掃及び不法投棄の防止を図る。
横 芝 光 町	環境美化協力員活動	栗山川周辺を中心にボランティアや町雇用的一般の方々による草花植栽、手入れ及びごみの回収作業を行う。
	生き物観察会	鎮守川の清掃事業のなかで、川の淵を塞ぎ止め川払後、どんな生き物が生息しているかを観察する。
長 生 村	長生地区九十九里クリーン対策協議会事業	毎年 9 月に九十九里海岸に捨てられたごみの回収作業を行う。

市町村名	名 称	内 容
白 子 町	長生地区九十九里クリーン対策事業	長生地区の海岸環境保全と海浜動植物の保護を図り、優れた海岸景観を保持するための活動として毎年 9 月に海岸に漂着した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの回収作業を実施。
	白子集団施設地区管理事業	白子町シルバー人材センターに委託し、随時、海岸や自然公園の清掃作業を実施。
長 柄 町	稚魚放流事業	長柄町山根 一宮川 平成 24 年 8 月 2 日実施

コ 地下水（湧水）保全・名水保全整備等の事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市水環境保全計画	地下水汚染や地盤沈下等の地下水に係る施策を、地下水の持つ機能的側面や資源的側面にも考慮し、水質と水量を含めた水循環の観点から総合的・体系的に取り組むため、H18 年 3 月に計画を策定し、地下水保全対策の推進を図ってきた。平成 23 年度から従来の水環境保全計画と包括した新たな水環境保全計画に基づき、引き続き、良好な地下水の保全を推進している。
市 川 市	雨水の地下への浸透及び有効利用の推進	良好な水循環の保全や浸水被害の軽減を図り、かつ渇水や非常時の断水に備えた水資源としての雨水の有効利用を推進するため、「市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（通称：市民あま水条例）」を平成 17 年 7 月に施行し、市民との協働により雨水浸透施設及び雨水小型貯留施設の設置を進めている。
館 山 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物および硝酸性窒素、亜硝酸性窒素による地下水汚染の有無を確認するため調査を実施。
木 更 津 市	地下水汚染調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
松 戸 市	湧水保全事業	市内の貴重な湧水を整備・保全することにより、良質な河川水源を確保するとともに、身近な自然に触れ合える場を提供し、自然湧水を市民自ら大切にすることを育てる場として活用を図る。（保全箇所 6 箇所）
	雨水浸透推進事業	洪水流量の軽減と地下水の涵養を目的に、市役所及び支所・小中学校に、雨水貯留タンク及び浸透マスを先導的に設置し、環境学習の教材や水循環の認識を高める。
成 田 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
	地下水汚染に係る浄水器設置補助事業	対象物質（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）による汚染が確認された飲用地下水を浄化するために浄水器を設置する者に対し補助金を交付する。
	地下水汚染除去対策事業	テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水パッキ処理、地下空気吸引等の汚染除去対策を実施する。
佐 倉 市	地下水汚染対策	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として各種調査、対策を実施。
東 金 市	地下水水質調査	有機塩素化合物による汚染の有無を確認する。
旭 市	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	上水道未供用区域にて硝酸性・亜硝酸性窒素による地下水汚染が確認された世帯に対し、浄水器の購入・設置費の 2 分の 1（上限：10 万円）を助成する。
柏 市	湧水地の維持管理	湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道などの修繕を実施。
流 山 市	地下水水質調査	市内 12 ヶ所を選定し、地下水の水質調査を実施。
八 千 代 市	地下水汚染対策	地下水汚染の著しい地域の浄化対策を推進するとともに、地下水汚染の実態把握をするため市民公募井戸水の水質調査を実施した。
我 孫 子 市	地下水水質調査	過去に揮発性有機化合物（VOC）等による地下水汚染があった地域における地下水（井戸水）水質の調査。汚染物質が検出されている井戸における「定期調査」と、その周辺の井戸における「概況調査」を実施。
鴨 川 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として、地下水の水質調査を実施。
君 津 市	地下水水質調査	有機塩素化合物による地下水汚染状況のため実施。年 3 回（8 月、11 月、2 月）測定項目（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）
富 津 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物及び硝酸性窒素による地下水の汚染状況の確認をする。
八 街 市	地下水水質調査	市内 65 ヶ所の井戸を選定し、水質調査を実施。
印 西 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染防止対策として解明調査及び除去対策を行う。
	地下水水質調査	市内 10 箇所を選定し、地下水の水質調査を行い、汚染状況を把握する。
白 井 市	地下水汚染浄化対策事業	テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水曝気処理を行い、汚染浄化対策を実施する。
	地下水水質調査	市内の飲用井戸 15 ヶ所を選定し、水質調査を実施する。
富 里 市	浄水器設置補助金	居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配管が埋設しておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であり、当該地下水に含まれる硝酸性窒素等が環境基準に適合していない方に対し、浄水器の購入設置費の 1/2（上限 7 万円）を補助する。
匝 瑳 市	地下水水質調査	市内 7 ヶ所の地点を抽出し、その付近の井戸水を検査することにより、地下水の水質状況を把握する。
香 取 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として、浄化施設の設置・定期的なモニタリングを実施。
	地下水水質調査	市内 2 地区、62 ヶ所の飲用井戸を選定し、水質調査を実施。
山 武 市	地下水水質検査事業	市内で選定した箇所の水質検査を行なう。
い す み 市	地下水水質検査	市内地下水の水質検査（20 ヶ所）
神 崎 町	地下水水質調査	町内工業団地内の観測井からトリクロロエチレンの汚染濃度、範囲を追跡調査する。
	飲料水水質検査補助事業	飲料水の安全性を確保し、健康の保持を図るため自主的に水質検査を行うものに対し、補助金を交付する。
東 庄 町	地下水汚染防止対策事業	町内 5 ヶ所の井戸を選定し、水質検査を実施。
九 十 九 里 町	地下水検査事業	3 ヶ所実施。
芝 山 町	飲料水の水質検査費用助成事業	家庭用井戸で日常生活の飲料用として使用する水の水質検査を実施したものに、その経費の一部を助成。
	浄水器設置又は井戸掘替費補助事業	安全な飲料水を確保するため「硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及び砒素」が水質基準を超えた場合、浄水器設置費用の一部を補助。
長 柄 町	地下水水質検査	2 箇所実施
長 南 町	地下水水質調査	熊野の清水を含め地下水水質調査 6 ヶ所調査実施する。
大 多 喜 町	地下水汚染防止対策事業	有機塩素系化合物（4 項目）による地下水への水質汚濁の状況を確認するため調査を実施。

サ リサイクル・分別収集

市町村名	名称	内容
千 葉 市	リサイクルバンク運営事業	ごみ処理の現状やリサイクル関連施策の情報提供と合わせて、粗大ごみ再生品の展示・提供事業を実施する。(委託)
	家庭ごみの5種19分別収集	家庭ごみの5種19分別収集を実施。現在、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ(5種類)、資源物(ビン(3種類)、缶、ペットボトル、古紙・布類(6種類))をごみステーションで収集している。また、粗大ごみを戸別収集(電話及びインターネットによる申込み(有料))している。
	集団回収	自治会、子供会、老人会等が、古紙・布類の資源物を自主的に回収する活動に対し補助金を交付している。
銚 子 市	一般廃棄物の分別収集	ステーション収集(10分別) 可燃、不燃、ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装。拠点回収 牛乳パック、白色トレイ。
市 川 市	市川市リサイクルプラザ運営事業	「ものを大切に」心の醸成を目的として、家庭で不用となった家具等で使用可能なものを無料回収して、リサイクルプラザ内で展示販売を行っている。また、研修室・フリーマーケットスペース等を有し、リサイクル情報発信基地としての講座の開催・情報提供等を実施している。
	12分別収集	平成14年10月から家庭ごみの12分別収集を実施。 収集区分:燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、大型ごみ(大型ごみは戸別有料収集)
	生ごみ堆肥化事業	生ごみをごみとしてではなく、資源として再利用するために、公共施設を対象に生ごみ処理機を設置し、堆肥の原料として使用。できた堆肥はじゅんかん堆肥として販売(販売は、(公財)市川市清掃公社の事業)。
船 橋 市	有価物回収	週1回、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古着の回収を実施。
	資源ごみ回収	週1回、ビン・カン、金属類の回収を実施。
	ペットボトル収集	市内に116か所にて拠点回収を実施。
館 山 市	ごみの分別収集	H21年1月1日より、可燃・金属類・ガラス類・ペットボトル・白色トレイ・古紙類(新聞・雑誌・ダンボール)・飲料紙パック・プラスチック製容器包装・発砲スチロールの11品目に分別している。
木 更 津 市	12分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック、雑誌、雑紙、段ボール、新聞、紙箱、紙パック、衣類、粗大ごみの12分別収集を実施。可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック、新聞、粗大ごみは委託、その他のごみは直営収集している。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対して助成金を交付している。
松 戸 市	8分別収集	①燃やせるごみ②リサイクルするプラスチック③その他のプラスチックなどのごみ④陶磁器・ガラスなどのごみ⑤粗大ごみ⑥有害ごみ⑦資源ごみ⑧ペットボトル(粗大ごみのみ有料)
	リサイクル活動奨励金制度	リサイクル活動を推進する団体及び回収業者に対し、奨励金を交付する。(紙類等・缶・ガラスびん類・ペットボトル)
野 田 市	資源再利用促進助成金制度	資源再生利用促進助成金制度
	リサイクルフェア	毎年10月に3Rの推進として、フリーマーケット、古本市、ポスター展を開催。
茂 原 市	リサイクル展示場	粗大ごみの中からまだ使用できるものを展示し、市民に提供する。
	資源ごみ回収	ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を資源ごみとして回収。
成 田 市	分別収集	成田地区(6分別):燃やせるごみ、ビニール・プラスチック類、ビン・カン・ガラス、金物・陶磁器類、有害ごみ、粗大ごみ 下総・大栄地区(4分別):可燃ごみ、ペットボトル、ビン・カン、不燃ごみ H20年度から使用済み天ぷら油の拠点回収を開始した。
	リサイクル運動推進事業	地区住民等で構成するリサイクル実施団体(自治会・子供会等)に、資源物の回収量に応じて奨励金を交付している。
	リサイクルプラザ管理運営事業	リサイクルプラザにおいて、びん・缶類、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・木製家具等をリサイクルし、市民に販売している。また、フリーマーケットを開催し、リサイクル品を販売している。
佐 倉 市	分別収集	11分別(もやせるごみ、うめたてごみ、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光灯)
	資源リサイクル	ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光灯
	資源回収報償金	ビン、カン3円/1kg、古紙、古紙雑3円/1kg、紙パック3円/1kg
	ペットボトル回収	店頭回収(37ヶ所)により、ペットボトル回収を実施。
	グリーンリサイクル	公園、緑地、街路樹の剪定枝と刈草をチップ化し、リサイクルを行う。(委託事業)
東 金 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみに分けて収集、不燃ごみはビン類と金属類、資源ごみはカンとペットボトルに分かれる。
	リサイクル	市内8ヶ所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボール、古着の回収を行う。
	ごみ資源化推進事業	資源ごみ回収を行った団体に対し、奨励金を交付する。
旭 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(缶・ビン・ペットボトル・プラスチック容器包装類・紙・布類)及び粗大ゴミ(直接搬入)に分類。
	資源ごみ集団回収促進事業	資源ごみ回収を実施した団体に対し、奨励金を交付する。(5円/kg以内)
	リサイクル情報コーナー	一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場を提供して、リサイクル意識の啓発及び高揚を図る。
習 志 野 市	ごみの分別収集	燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみ、資源物(ビン・缶・ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、飲料用紙パック、古着類)、粗大ごみに分類。燃えないごみとビン・缶、ペットボトルはリサイクルプラザ内の前処理施設で選別、圧縮、梱包等の処理を行っている。
	有価物回収運動奨励事業	ごみの減量化と再資源化を促進するため、実施団体への奨励金(4円/kg)、回収業者への補助(4円/kg)を実施。
	リサイクルプラザ事業	リサイクルプラザ内の再生施設では、自転車・木製家具等をリサイクルし、市民に提供している。また、廃食油からの石鹸づくり等の啓発事業も行っている。

市町村名	名 称	内 容
柏 市	資源回収事業（柏地区） 〃 （沼南地区）	資源品（古紙・古布・金属類・ビン・ペットボトル）の収集及び選別加工を委託。 資源品（古紙・古布・金属類・ビン）の収集及び選別加工を委託。
	プラスチック分別資源化事業	プラスチックごみ 回収は、柏地域は直営、沼南地域は委託。圧縮保管は委託。
	柏市リサイクルプラザ運営事業	柏市リサイクルプラザにおいて、ごみの減量・リサイクルに関する各種講座や教室などの啓発事業を委託により実施。
勝 浦 市	分別収集	ごみの16種類分別収集を実施している（燃やせるゴミ、空き缶・ガラス類、金物類、ペットボトル、衣類、新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック、雑誌類、無色ビン、色付きビン、粗大金物、廃乾電池、粗大ゴミ、プラスチック製容器包装、その他プラスチック）。
市 原 市	分別収集	ごみの16分別を実施している（燃やすごみ、燃やさないごみ、スプレー缶、ライター、灰・ガレキ、有害ごみ、粗大ごみ、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック、新聞紙、缶、びん、布類、ペットボトル）。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
	市原市リサイクルフェア	市民団体と事業者で構成する実行委員会が、フリーマーケット等のごみ減量とリサイクルに関する啓発事業を行う。
流 山 市	リサイクル活動「集団回収」	自治会、子ども会などの登録団体が行う資源物回収に報償金を、回収する業者には奨励金を交付。
	6種分別収集	H16年度から、「燃やすごみ」、「プラスチック類」、「ペットボトル」、「燃やさないごみ」、「資源ごみ（びん・缶、段ボール、紙パック、新聞紙、雑誌・雑紙、布類）」、「有害・危険ごみ」の6種分別を実施。
	リサイクルプラザ・プラザ館事業	ごみ減量・資源化に関する講座や教室、ごみ減量化促進ポスターコンクール、ガレージセール開催。粗大ごみとして出された家具・自転車の再生販売。
八 千 代 市	分別収集	分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、布類、紙パック）
	食品トレイ回収	H12年7月より公共施設等で拠点回収実施。
	リサイクルフェア	リサイクルやごみ減量を啓発するイベント。
	フリーマーケット	不用品のリサイクルの場を提供。
	集団回収	登録した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
	廃食油リサイクル	清掃センターに持ち込まれる廃食油をバイオマス燃料に再生する。
我 孫 子 市	資源化事業	資源の分別収集を10種17分別で実施。（古紙類、古繊維類、びん類、缶類、金属類、その他プラ、食用油、有害再生物、ペットボトル、剪定枝木）H19年6月から学校等の公共施設から出る給食残渣の資源化を実施。平成20年1月から、一部地域の一般協力家庭の生ごみの資源化を実施。資源の収集、処分は委託。
	クリーンフェスタ開催	リサイクルの流れや廃棄物処理の実状と排出されるごみについて市民とともに考え、ごみの減量とリサイクルの推進を目的として平成15年度から実施している事業で、フリーマーケット、パネル展示などを実施。
鴨 川 市	粉セッケンミニプラント貸出	廃油から粉セッケンをつくるプラントの貸出。
	資源ごみ集団回収推進事業	資源ごみ回収団体に対し、補助金を交付。（1円/kg）
	リサイクルマーケット	フリーマーケット形式で、各家庭の不用品をもちより、有効利用を図る。
鎌 ヶ 谷 市	分別収集	ごみの12種類分別収集を実施している。（燃やせるごみ、金物類、ガラスセットモノ類、有害ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトル、乾電池、古紙、布類、発泡スチロール、白色トレイ、粗大ごみ）
	ごみの分別収集	分別の種類：燃やすごみ、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、燃やさないごみ、資源になるもの、粗大ごみ
	リサイクルフェア	リサイクル啓発イベントで、リサイクル製品の販売やパネル展示を開催。（年1回）
君 津 市	有価物回収運動	S54年よりごみの減量化と再資源化を図るため、実施団体（PTA）及び回収団体（有価物資源組合）へ奨励金を交付する。
	リサイクルプラザ事業	H9年4月から君津市リサイクルプラザを設置 減量化施設の種類・内容等 リサイクルプラザ：粗大ごみ及び不燃ごみの破碎・分別・圧縮
	資源ごみ分別収集事業	分別の種類・品目 生きびん、透明びん、茶びん、その他びん、アルミ缶、スチール缶、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パック、雑紙、繊維類、PETボトル、容器包装プラスチック 14品目 リサイクル事業：直営・委託 透明びん、茶びん、その他びん、PETボトル、容器包装プラスチック、剪定木：委託
	資源ごみ集団回収推進事業助成金	自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA等の市民団体及び協力業者に対し助成金を交付。助成金・団体2円/kg、組合1円/kg
	資源ごみ回収事業協力団体交付金	家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、自治会に回収量に応じ協力金を交付。
富 津 市	資源ごみ回収活動推進助成金	資源ごみの回収を実施したPTA、婦人会、子供会、老人クラブ等に対して、助成金を交付。
浦 安 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、粗大ごみの分別収集を実施。
	分別収集	5分別（可燃、不燃、粗大、有害、資源）資源物は紙類、びん、缶、ペットボトル
	牛乳パック、白色発泡トレイ、紙製容器包装回収	市役所、各公民館で回収箱を設置。
	集団資源回収	自治会、子供会、PTA等の団体が紙類や繊維類の資源回収を行った場合、その回収量に応じて補助金を交付。（7円/kg）
四 街 道 市	廃食油、古着・古布回収	市役所、各公民館で月1回収。
	分別収集	10分別（可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物（びん類）、資源物（缶類）、資源物（古紙）、資源物（繊維）、資源物（ペットボトル））
袖 ヶ 浦 市	再資源化物集団回収補助事業	子供会などの集団回収実施団体が回収した資源物を適正なリサイクルルートにのせる資源組合に対して、回収量に応じて補助金を交付。
	資源回収活動推進事業	資源回収を実施した団体に対して助成金を交付している。
八 街 市	分別収集	可燃・不燃・粗大・金属・ビン・カン・紙・布・ペットボトル・有害ごみ
	資源回収実施奨励金	資源回収実施団体（区、町内会、子供会等）に対し、奨励金を交付。回収品目：古紙類、スチール缶、アルミ缶、びん類。
印 西 市	廃食油リサイクル	家庭から排出される食用油を市内13ヶ所にて拠点回収。
	有価物集団回収奨励金	子ども会、高齢者クラブ等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。

市町村名	名 称	内 容
白 井 市	資源回収運動奨励金事業	子ども会、PTA等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
	リサイクルマーケット	市役所駐車場を利用し、年2回開催している。
	廃食油リサイクル	出先機関等に回収バケツを設置し、集まった廃食油をインク原料としてリサイクルする。
	分別収集	資源物（缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集。
	生活用品交換広場事業	家庭で不用になった品物を有効活用するため、市民に情報を提供。
富 里 市	リサイクルフェア	毎年11月、ごみの減量・資源の有効利用啓発イベントとしてフリーマーケットやパネル展示を開催。
	資源回収運動	資源回収実施団体に対して奨励金を交付する。
	分別収集	8分別（可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、体温計、紙パック）で収集。
南 房 総 市	分別収集	家庭ごみを可燃ごみ、空き缶、金物類、空きビン、ガラス・せともの類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、古紙・布類の9分別による、ごみステーションでの収集を行っている。また、粗大ごみを有料で、電話申込による戸別収集を行っている。
	バイオディーゼル燃料製造事業	ごみの減量化・資源化及び地球温暖化対策の一環で、市民や市内学校給食センター、保育所などから廃食用油を回収し、公用車（ごみ収集車）の軽油代替燃料としてバイオディーゼル燃料を製造し活用している。
	『エコキャップ運動』（リサイクル運動）	市民等よりペットボトルのキャップを回収し、リサイクルによる売却益を寄付して発展途上国の子供たちにワクチンを届けるというもので、市が収集拠点となり運動を啓発・推進している。
匝 瑛 市	資源ごみ集団回収促進事業	市民団体による集団回収に対し補助金を交付する。
	ごみの分別収集	3分別（可燃、不燃、資源）で収集。さらに資源ごみは種類ごとに分かれる。
香 取 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン・缶・ペットボトル・ダンボール）の収集を実施。
	フリーマーケット	各種イベント開催時に実施。
	リサイクル情報コーナー	家庭で不用になった物で、リサイクルできる物について、情報を市民に提供し、リサイクル意識の高揚を図る。
	指定袋制導入(小見川地区, 山田地区)	【小見川地区、山田地区】 平成21年10月1日から小見川地区、山田地区について指定袋制を導入。可燃、不燃、資源（ビン、カン、ペットボトル、ダンボール）の分別収集を開始。 【佐原地区、栗源地区】 可燃、不燃、資源（ビン、カン、ペットボトル、紙類）の分別収集。
	資源回収運動奨励金	自治会、PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、奨励金を交付する。（3円/kg）
山 武 市	リサイクル倉庫事業	リサイクル倉庫を設置し、段ボール・新聞紙等の回収を実施。
	資源再生利用促進事業	各種団体が行う資源回収に対して奨励金を交付する。（3円/kg）
い す み 市	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対し報償金を交付。
	分別収集	5分別（可燃、不燃、資源、有害、粗大）で収集。資源ごみとしては、びん、カン、ペットボトル、紙類、布類、紙パック、プラスチック、白色トレイ。 制定：H10年7月1日
酒 々 井 町	ペットボトル回収事業	協力店（3店）で回収し、リサイクルを実施。
	蛍光管、乾電池回収事業	協力店（蛍光管6店、乾電池7店）及び役場で回収し、リサイクルを実施。
栄 町	再資源化物回収協力奨励金	実施団体が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、1Kg当り3円の奨励金を交付。
	資源物回収所設置	資源物回収所を設置し、新聞紙、チラシ、ダンボール、牛乳パック、衣類を回収している。
多 古 町	分別の種類	可燃、資源8分別（プラスチック容器類、びん類、缶類、ガラス類、ペットボトル、金属類、衣類、紙類）、不燃、粗大
	リサイクルの日	年2回（10月、3月）古紙・衣類を回収する。
	フリーマーケットの開催	年2回（4月、9月）なのはな祭り及びコスモス祭りの一環としてフリーマーケットを開催する。
東 庄 町	フリーマーケット	リサイクル啓発事業として年1回開催。
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル・紙類・衣類）の分別収集。
大 網 白 里 町	分別収集	分別収集については7種類（可燃ごみ、ビン・ガラス、カン、ペットボトル、金属類、乾電池、蛍光灯・体温計）
	資源再生利用促進奨励金交付事業	昭和57年4月1日適用 資源の収集を町内の区・自治会その他の営利を目的としない各種団体で実施した場合奨励金を交付する。
	食用油回収事業	平成14年より実施 町内3ヶ所にて家庭で使用された食用油の回収。
	リサイクル回収倉庫	平成20年5月より売払い実施 町内4ヶ所設置（雑誌、新聞、ダンボール、飲料用紙パック、衣類、一部で雑誌回収）
	生ごみ堆肥処理機設置費補助事業	生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポスト容器・EM容器を購入し、設置した住民に補助金を交付する。①機械式処理機：1世帯1基②コンポスト容器：1世帯2基③EM容器：1世帯2基 ④家庭用小型剪定枝破砕機1基：購入額の1/2で、1基あたり20,000円を限度とする。
九 十 九 里 町	資源回収運動	PTA、子ども会等の団体による資源回収運動について、奨励金を交付する。（3円/kg）
	ごみ分別収集	可燃ごみ、カン、ビン、金属類、乾電池、ペットボトル、蛍光灯類、粗大ごみの分別。
	リサイクル	町内2箇所リサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボールを回収。
芝 山 町	廃棄物資源化回収事業	PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、補助金を交付。（3円/kg）
	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
横 芝 光 町	分別収集	光地域では、3分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）で収集。横芝地域では、4分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ）で収集。
睦 沢 町	容器包装リサイクル	長生郡市広域市町村圏組合で実施 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類 委託で実施。
長 生 村	資源ごみ収集	ビン、カン、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、紙類、箱類、衣類、紙パックの分別収集を月1回ステーション回収で実施。ビンは透明、茶色、その他の色の3分別で専用のコンテナボックスを、また、カンとペットボトルは専用のネット袋をステーションに配置。
長 柄 町	資源ごみの定期回収	長生郡市広域市町村圏組合で実施。 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類をゴミステーションにて回収。

市町村名	名 称	内 容
長 南 町	資源ごみ収集	資源ごみをゴミ集積所で月1回収集(ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・雑紙・衣類・紙パック等)
	入歯リサイクル	役場に入歯回収ボックスを設置して入歯の金属を「日本入歯リサイクル協会」に送りユニセフに寄付している。
	リサイクルマーケット	住民に地球温暖化防止の意識高揚を図り、ゴミ減量化・再商品化・3Rを推進するため長南フェスティバルの中でリサイクルマーケットを開催している。
大 多 喜 町	町内一斉清掃	美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民参加による町内一斉清掃を実施。
御 宿 町	リサイクル事業	カン、ビン、ペットボトル・発泡トレイをそれぞれ3種類に分別し、毎週水曜日に回収。町内23か所にリサイクルステーションを設置し、水曜日に回収。
鋸 南 町	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
	分別収集	鋸南地区環境衛生組合にて分別収集実施。(可燃・紙布類・かん類、ビン類・ペットボトル・粗大ごみに分別)

シ ごみ減量化対策

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	生ごみ減量化処理機購入費補助事業	販売価格(税抜き)の1/2、上限2万円、同一住居あたり1基まで補助
	生ごみ肥料化容器購入費補助事業	販売価格(税抜き)の2/3、上限3千円、同一住居あたり2基まで補助
	ごみ減量のための「ちばルール」推進事業	「ちば型」の資源循環型社会実現を目指し、小売業者等とごみ減量のためのちばルール行動協定を締結。リサイクル推進基金を活用して、古紙のステーション回収等を実施。
	千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の推進	焼却ごみ量の1/3にあたる10万トンを削減し、3清掃工場から2清掃工場体制への移行を目指す。分別の徹底に取り組み、特に生ごみの減量・雑がみの分別について、普及啓発を行った。
	指定ごみ袋制度	ごみの減量、分別収集の徹底、事業系ごみの混入防止、作業員の安全確保の観点から、H7年1月より家庭ごみ指定袋制を導入。 ・可燃ごみ(特大、大、中、小)…半透明 ・不燃ごみ…透明
	粗大ごみの有料化	H10年8月より実施。
銚 子 市	生ごみ処理機購入費補助	市内で生ごみ処理機を購入した市民に補助金を交付。
	銚子市使用料及び手数料条例	・指定ゴミ袋(袋に収集処理料を加算) H16年10月1日施行 可燃袋(200相当)15円/枚、可燃袋(300相当)20円/枚、可燃袋(450相当)30円/枚、不燃袋(450相当)30円/枚、資源袋(450相当)10円/枚 ・粗大ゴミ収集運搬処理手数料15kg以下のもの500円、15kgを越え30kg以下のもの1,000円、30kgを越え45kg以下のもの1,500円、45kgを越えるもの2,000円
市 川 市	ごみ減量化・資源化協力店制度	簡易包装・マイバッグ運動等のごみ減量に取り組む販売店を協力店として指定し、消費者と共にごみ減量運動を展開している。
	市川市廃棄物減量等推進員(じゅんかんパートナー)制度	ごみの12分別収集が始まる前年度の平成13年度に、市から委嘱された推進員が、ごみの減量化とリサイクルの徹底を推進するために設置された。 <平成23年度実績>じゅんかんパートナー 262人 報酬 1,000円/月
	生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機補助事業	家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器と電気式生ごみ処理機の購入費の一部を補助している。 <平成23年度実績> コンポスト 58基 ※購入費の半額(上限3,000円) 電動式生ごみ処理機 40基 ※購入費の3分の1(上限20,000円) ※電動式生ごみ処理機補助事業は、平成23年度までの事業
船 橋 市	生ごみ処理機購入費助成	コンポスト・WM容器等:1世帯につき2基まで購入価格の1/2 上限3,000円で助成。 生ごみ処理機:1世帯につき1機まで購入価格の1/2 上限20,000円で助成。
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみについて指定袋制を実施。
	粗大ごみの有料化	H14年10月から実施。350円～
館 山 市	可燃物用指定袋制度	可燃ごみについて指定袋制を導入(H14年7月～)。 H21年1月1日より料金改定 450(50円/枚) 200(30円/枚) 100(20円/枚)
木 更 津 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチックについて指定ごみ袋制度を導入し、分別排出の徹底を促している。
	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度	コンポスト容器は、1世帯2容器まで、密閉容器は1世帯3容器まで助成。助成額は、1容器につき購入価格(消費税等を除く)の1/2の額で6,000円を限度。 機械式生ごみ処理機は、1世帯1機までで購入価格(消費税等を除く)の1/2の額で25,000円を限度。
松 戸 市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	家庭用生ごみ処理容器等の購入者に対し、購入費の一部を補助する。 生ごみ処理容器 購入金額の1/2(上限6,000円) 生ごみ減量化機器 購入金額の1/3(上限20,000円) (平成23年度実績) 1,021,700円
野 田 市	指定ごみ袋制度	年間130枚分の指定ごみ袋引換券を各家庭に無料配布。足りなくなった場合は有料で購入。(200:85円/枚、300:125円/枚、400:170円/枚)
	ごみ減量協力店制度	市内店舗でトレイ回収など13項目を対象に協力をお願いしている。
	家庭用生ごみ堆肥化装置購入助成金制度	堆肥化装置の購入に対して助成金を交付。
	剪定枝等無料回収	市内一般家庭から排出される剪定枝、落ち葉、草を電話予約により無料戸別回収。
茂 原 市	コンポスター設置助成事業	家庭から出る生ごみの減量化を図るため、コンポスター・EM容器を補助額を差し引いた価格で販売。
	電動式生ごみ処理機購入費補助事業	電動式生ごみ処理機の購入価格の1/2を助成。(上限18,000円)
成 田 市	指定ごみ袋	半透明の指定ごみ袋(4種類)、収集料金:無
	家庭用ごみ減量器具設置補助事業	一般家庭から排出されるごみの自己処理を促進し、ごみの減量化を図るため、機械式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、コンポスト容器の購入に対して助成している。

市町村名	名称	内容
佐 倉 市	生ごみ処理器補助制度	コンポスト容器補助 2,000 円又は購入費×1/3 生ごみ処理機補助 上限 10,000 円又は購入費×1/4 発酵菌容器補助 2,000 円又は購入費×1/3
	指定ごみ袋	ポリエチレン製の指定袋（もやせるごみ、うめたてごみ、カン、ビンその他紙・プラスチック）
	買物袋持参運動	買物袋を持参して協力店で買い物をすると、40 回で指定ごみ袋 10 枚と交換。
東 金 市	生ごみ堆肥化装置設置事業	コンポスト等の生ごみを堆肥化する容器の購入者に対し、補助金を交付する。限度額 2.5 万円
	指定ごみ袋制の導入	可燃ごみ袋（450:35 円/枚、300:25 円/枚、200:15 円/枚）
旭 市	生ごみ処理機等購入費補助	家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、生ごみ処理機等を購入する者に補助金を交付する。電動生ごみ処理機の場合、購入価格の 1/3 で、15,000 円を限度とする。
	ゴミの有料化	可燃用（大 300:450 円/10 枚、小 150:250 円/10 枚）、不燃用（450 円/10 枚）、資源用（カン、ビン、ペットボトル、その他プラスチック 各 250 円/10 枚）
習 志 野 市	清掃活動の推進・啓発事業	習志野市をきれいにする会、環境美化推進員の設置。
柏 市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	生ごみ処理容器購入者に対し、補助金を交付。 ・コンポスト、微生物等を利用した生ごみ処理容器：本体購入価格の 1/2、上限 1 万円 ・機械式の生ごみ処理容器：本体購入価格の 1/3、上限 1 万円
	指定ごみ袋制度	指定ごみ袋制度：有 （可燃ごみ、容器包装プラスチック類、柏地域）（燃やすごみ、プラスチック系ごみ、沼南地域）
勝 浦 市	生ごみ処理容器等補助事業	本市指定の要綱を作成し、条件にあった購入者に対し補助金を交付する。
	ゴミの有料化	H20 年 7 月より実施。（200:20 円、300:30 円、400:40 円）
市 原 市	生ごみ肥料化容器及び処理費購入費補助制度	生ごみ肥料化容器：購入価格（1 基）の 1/2 で限度額 3,000 円、1 世帯あたり 2 基まで。 生ごみ処理機：購入価格（1 基）の 1/3 で限度額 20,000 円、1 世帯あたり 1 基まで。
	ごみ減量化・リサイクル推進店	ごみ減量化、リサイクルに取り組んでいる店舗をエコショップとして認定。
	多量排出事業者の減量指導	事業系一般廃棄物を多量に排出している事業者に対し、適正な処理を図るべく管理責任者の選任、減量計画書の提出を義務づけている。
	指定ごみ袋	燃やすごみ、燃やさないごみについて指定袋を導入。価格は販売先で決めている。
流 山 市	循環型生ごみリサイクル事業	生ごみ処理機を活用して、学校給食の食べ物残渣が資源循環型ネットワークにより、資源化できることを児童生徒に認識してもらう事業。
	リサイクル推進店	資源物の店頭回収やレジ袋削減、簡易包装などの取り組みを積極的に行う店舗を「リサイクル推進店」として認定。
	廃棄物減量等推進員	地域のごみ減量リーダーとして自治会から推薦された方を、「廃棄物減量等推進員」として市長が委嘱。
	多量排出事業者の減量指導	一定規模以上の事業用建築物を有する事業者、事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義務づけている。
	剪定枝の資源化	市内で発生した剪定枝を森のまちエコセンターに堆肥化し、販売。
	レジ袋削減啓発事業	流山商業協同組合が展開している「ノーレジエコポイント事業」を支援し、店舗での買い物時にマイバックを使用推進と、レジ袋の削減を推進する事業。
八 千 代 市	減量等推進審議会及び推進員制度	審議会は学識経験者、事業者、市民ほかで構成。推進員は自治会推薦。
	生ごみ堆肥化容器購入費補助	購入費の 6 割補助で限度額はコンポスト式 3,000 円、電気式 20,000 円。
	ごみ減量協力店制度	一定の要件を備えたごみ減量協力店を募り、協力店と認定することにより、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化及び再資源化を促進する。
	指定ごみ袋制度	平成 12 年 7 月 1 日より実施。（400→24 円、300→18 円、200→12 円、100→8.5 円）
	粗大ごみ有料化	平成 17 年 7 月 1 日より実施。
我 孫 子 市	生ごみ処理容器等購入補助金事業	生ごみの減量化を図るために、購入者に対して助成金を交付。 機械式生ごみ処理機（本体価格の 1/2、上限 30,000 円）コンポスト容器（本体価格の 2/3、上限 3,000 円） ボカシ容器（本体価格の 2/3、上限 3,000 円）
	ふれあい工房	ごみの減量化、リサイクル活動の拠点とし、高齢者によるリサイクル技術の指導等を実施。 粗大ごみとして回収した家具を修理し、バザーで販売。木工教室や紙バックで和紙づくりなど各種リサイクル教室の開催。おもちゃの病院やリフォーム・リペア相談なども実施。
	我孫子市再資源化事業	一般家庭から排出される資源を回収した団体に対し、その回収量に応じて奨励金を交付。 古紙、古繊維、空きびん、金属類（缶含む）を対象に 5 円/kg、1 世帯当たり 10 円/月
	ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度	H16 年 4 月からリサイクル活動を実施している各事業者、認定とともに実施する事業所を「ごみ減量・リサイクル推進事業所」として認定し、広報や HP で市民に PR している。 H24 年 3 月末現在の認定事業所数は 113。
鴨 川 市	生ごみ肥料化容器購入推進事業	コンポスト容器購入費補助金（購入費の 1/2 の額、上限 3,000 円）。 生ごみ処理器購入費補助金（購入費の 1/2 の額、上限 30,000 円）。 EM生ごみ処理器購入費補助金（購入費の 1/2 の額、上限 3,000 円）。
	ごみ有料化制度	燃やせるごみ 50 円/450 袋、20 円/200 袋（袋代別）
鎌 ヶ 谷 市	指定ごみ袋制	燃やすごみ、プラスチック製容器包装類について指定袋制を実施。
	粗大ごみの有料化	H8 年 10 月 粗大ごみ 1 点につき 840 円
	買物袋持参推進運動	S63 年 市内の特定スーパーでレジ袋の受取の代わりにスタンプを捺印し、一定数貯まるとごみ袋又は買い物袋と交換する。
	生ごみ処理容器等購入費助成制度	S61 年 生ごみ処理容器等の購入費に対し補助を行う。
君 津 市	指定ごみ袋制度	可燃・不燃ごみ袋について、世帯に対し一定枚数を無料で配布し、それを超えた場合は購入する。 小袋:90 円/枚、中袋:135 円/枚、大袋:180 円/枚
	剪定木等の堆肥化事業	剪定木の処理手数料 50 kg 以下の場合 10 kg あたり 80 円 50 kg を超える場合は 10 kg あたり 170 円
	生ごみ肥料化容器購入設置助成金	生ごみ肥料化容器を購入し、設置する方に助成金を交付。購入金額の 1/2、限度 3,000 円、1 世帯 2 容器まで。
	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	家庭用の生ごみ処理機を購入する方に助成金を交付。購入金額の 1/2、限度額 20,000 円、1 世帯 5 年度につき 1 基まで。

市町村名	名 称	内 容
富 津 市	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチックを指定ごみ袋で回収する。
	生ごみ処理容器	生ごみ処理容器の購入設置に対し、助成金を交付。(購入金額の1/2、限度額3,000円、1世帯2基まで)
	家庭用生ごみ処理機購入費助成事業	助成金の額は購入額の1/2、とし、20,000円を限度とする。
浦 安 市	事業系少量一般廃棄物指定収集袋導入	少量排出事業者の適正処理と分別・再資源化の促進、燃やせるごみの減量を目的に、H18年1月4日より事業系有料指定袋を導入した。その後、H19年7月2日より資源物の事業系有料指定袋を導入した。(燃やせるごみ・燃やせないごみ450袋220円、22.50袋110円、資源物(びん・缶・ペットボトル用)450袋110円、22.50袋55円、紙類用55円) また、受益者負担の適正化とごみ減量意欲の向上を目的に、クリーンセンターに持ち込む一般廃棄物処理手数料が変更になったことに伴い、事業系少量一般廃棄物指定ごみ袋の価格も変更になった。(燃やせるごみ・燃やせないごみ450袋280円、22.50袋140円、資源物(びん・缶・ペットボトル用)450袋各140円、22.50袋各70円、紙類用70円、差額シール15円、60円)
	生ごみ処理容器等購入設置助成	電動式生ごみ処理機 購入額の1/2(限度額25,000円) 生ごみ処理容器 購入額の1/2(限度額5,000円1世帯2基まで)
四 街 道 市	買い物袋持参運動	買い物袋を持参して協力店で買い物すると20回で可燃ごみ指定袋(小)5枚と交換
	エコショップ認定制度	ごみの減量やリサイクル等環境に配慮した取組みを行っている市内小売店をエコショップとして認定する。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(特大・大・小)、カン、ビン、不燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック
八 街 市	生ごみ処理容器等購入費補助金	生ごみ処理容器:購入金額の1/2、上限3,000円の補助 生ごみ処理機:購入金額の1/2、上限25,000円の補助
	生ごみ処理容器等購入費補助制度	生ごみ処理容器:購入金額の2/3、上限3,000円の補助 生ごみ処理機:購入金額の2/3、上限40,000円の補助。
印 西 市	指定ごみ袋制度	可燃、不燃、プラスチック製容器包装の指定袋を導入。
	リサイクル情報広場の設置	不用品情報コーナーの設置。
	ごみ分別推進事業	スーパーや公民館等での啓発活動の実施。
	ノーレジ袋デーの制定	毎月5日を「ノーレジ袋デー」に制定。
	マイバッグ普及促進協力店制度	市内においてマイバッグの持参を積極的に推進している店舗を広く市民等に推奨し、その活動を支援する。
白 井 市	生ごみ処理容器等購入費助成金事業	生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器等の購入者に対し助成金を交付している。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(大、中、小)、不燃ごみ(小)、資源ごみ(大)の3種
	粗大ごみ有料化	粗大ごみ1点について、品目により350円～1,750円 H19年4月1日から開始
富 里 市	指定ごみ収集袋	可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスビン、ペットボトルの4種。
	生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金	生ごみ堆肥化容器購入者に対し、補助金を交付する。
	エコショップ認定制度	ごみの減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店をリサイクル協力店と認定し、消費者と店舗等との相互協力によるごみの減量・リサイクルの促進を図る。
南 房 総 市	ごみ指定袋	可燃ごみ 450:50円/枚 300:40円/枚 200:30円/枚 100:15円/枚
	生ごみ処理容器等購入費補助事業	コンポスト容器 購入価格の1/2 上限3,000円 EM生ごみ処理容器 購入価格の1/2 上限3,000円 生ごみ処理機 購入価格の1/2 上限30,000円 ※1世帯当たりコンポスト容器及びEM生ごみ処理容器はあわせて2基まで、生ごみ処理機は1基まで
	レジ袋削減運動(3つの買い物運動)	3つの買い物運動(簡易包装普及・過剰レジ袋お断り・買い物袋持参)として、環境学習会参加者等にエコバックを配布し、広報紙やホームページを活用して、啓発普及を実施している。
	ごみの有料化	可燃、不燃ごみ袋各1枚40円、資源ごみ袋、資源ごみシール各1枚20円
匝 瑯 市	粗大ごみの戸別収集	粗大ごみは原則として処分場に市民が直接搬入することになっているが、自己搬入の困難な家庭に対して戸別収集を実施している。基本料金2,000円+400円/100kg
	生ごみ処理機等購入に対する補助	家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入者に対し補助金を交付する。
	エコバッグ運動	レジ袋削減のため、イベント時のエコバックの無料配布。(エコバック1,000枚作成)
香 取 市	生ごみ処理容器等購入設置補助金交付制度	生ごみ処理容器等の購入設置に対して補助金を交付。 生ごみ処理容器(購入金額の1/2、限度額3,000円) 生ごみ処理機(購入金額の1/2、限度額20,000円)
	香取市廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正	H20.10.1 廃棄物処理手数料「家庭廃棄物用指定袋(可燃ごみ用)」の改正 旧佐原市及び旧栗原町 大袋1袋につき40円。中袋1袋につき30円。小袋1袋につき20円
	可燃ごみ袋の有料化	【小見川地区、山田地区】 平成21年10月1日から可燃ごみ袋の有料化開始(大:51円、中:40円、小:28円) 【佐原地区、栗原地区】 可燃ごみ袋代に処理手数料上乗せ(大:40円、中:30円、小:20円)
山 武 市	家庭用生ごみ堆肥化装置設置補助事業	生ごみの減量化を目的とし、生ごみ堆肥化装置の設置者に対し、補助金を交付する。(1/2以内。2万円限度)
い す み 市	指定ごみ袋	可燃・不燃・資源(カン・ビン・ペットボトル)ごみ袋(大)10枚/500円 可燃・資源(カン・ビン・ペットボトル)ごみ袋(中)10枚/300円
	指定ごみ袋	可燃・不燃・ビン・カンの4種指定
酒 々 井 町	生ごみ減量器具購入設置費補助事業	生ごみ処理機補助 購入金額の1/2 上限20,000円 コンポスト容器 購入金額の1/2 上限3,000円
	粗大ごみ有料化	有料戸別収集(処理券500円、処理袋250円)

市町村名	名 称	内 容
栄 町	生ごみ処理容器等購入設置	生ごみ減量化機器 購入価格の1/2 上限25,000円 1世帯1基 制定：H9年4月1日
	資源回収運動奨励金交付要綱	再生可能な有価物の資源化を積極的に推進するとともに、ゴミの減量化を図るため活動団体（自治会・子供会等）資源回収運動奨励金を交付し、町民の環境浄化や廃棄物の資源化等に対する意識の高揚を図ることを目的とする。種類：紙・繊維類、びん類、金属類 制定：H4年4月1日
	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	手数料・燃やすごみ袋 大45円 中25円 小15円、資源物袋 大20円 中15円 小10円、資源物シール 20円、燃やさない・有害ごみ袋 中30円 小15円、粗大ごみシール 100円
神 崎 町	指定ごみ袋	可燃、不燃、ビン・カン、ペットボトルの4種指定 1袋35円
	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器等購入した者に対し、その費用の一部を補助 コンポスト補助 1個につき3千円 1世帯2個まで 生ごみ処理機補助 購入価格の1/2で上限25千円 1世帯1基まで EM菌容器補助 1個につき千円 1世帯4個まで
多 古 町	生ごみ処理機設置事業	家庭用の生ごみ処理機の購入に際して、購入価格の1/2（最高25,000円）を補助する。
	指定ごみ袋有料化	可燃ごみ袋：40円、不燃ごみ袋：40円、資源ごみ袋：20円
東 庄 町	生ごみ減量化促進事業	家庭用生ごみ処理機及びコンポストを購入し、設置する者に対し、購入額の1/2（3万円を限度）として、補助金を交付。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ（指定袋有 有料）：大40L 51円/枚、中30L 40円/枚、小20L 28円/枚 不燃ごみ・資源ごみ（指定袋有 無料）：市場価格 紙類・衣類（指定袋無 無料）
大 網 白 里 町	家庭ごみ処理の有料化事業	平成21年10月1日施行 可燃ごみ袋 特大：350円 大：250円 小：150円
	ごみ減量化推進事業	環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指すため、ごみ問題の現状を広く住民に理解してもらえるように情報を提供し、ごみ減量・資源化の啓発活動を行う。そのため、ホームページの情報充実、3R啓発用パンフレットや町広報誌で周知をしていく。
	粗大ごみの有料戸別収集	粗大ごみについては有料制による戸別収集。
九 十 九 里 町	環境浄化推進事業	コンポスト及び家庭用生ごみ処理機の購入者に対し、購入額の1/2（限度額：コンポスト3,000円、生ごみ処理機10,000円）
	指定ゴミ袋制度	燃えるゴミ専用袋、空き缶専用袋、不燃物専用袋の指定
芝 山 町	ごみ処理手数料	一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみ一袋1枚40円、小1枚30円、不燃・資源・有害1枚20円、粗大ごみステッカー1品200円
	生ごみたい肥化容器等購入設置助成金	生ごみたい肥化容器等を購入した者に対し助成金を交付。 生ごみたい肥化容器（コンポスト・密閉容器）購入費の1/2（100円未満切捨て）5,000円限度。 生ごみたい肥化機器（電気式生ごみ処理機）購入費の1/2（100円未満切捨て）20,000円限度。
横 芝 光 町	ごみの有料化	光地域は、可燃（大）40円/枚、（小）20円/枚、不燃ごみ40円/枚、資源（袋）20円/枚、資源（シール）20円/枚。 横芝地域は、可燃（大）40円/枚、（小）30円/枚、不燃ごみ20円/枚、資源ごみ20円/枚、有害ごみ20円/枚、粗大ステッカー200円/枚（粗大処理料は1品200円）。
	粗大ごみ特別収集	光地域では、処分場へ自己搬入が困難な家庭に対して個別収集を行っている。基本料金2,000円＋従量料金（100kgごと）400円。家電リサイクル対象商品は別途処理料金を加算。
	電動生ごみ処理機購入助成	電動生ごみ処理機を購入した世帯に対し、購入金額の1/3を助成する。（上限20,000円）
	資源再生利用奨励金	ごみの減量化を図るため、再生可能な有価物を回収した子供会やPTA等の団体に対し、資源再生利用奨励金を交付する。（3円/kg）回収対象物品は、紙類・繊維類・アルミ類。
睦 沢 町	生ごみ減量化対策事業	電動式生ごみ処理機 購入額の1/2（限度額20,000円） H3年4月1日
長 生 村	生ごみ処理機購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみの減量化、再資源化を図るため購入し、設置した者に対して補助金を交付。 電気式生ごみ処理機（日最大処理量1.5kg以上のもの） 購入額の1/2以内で限度額30,000円、1世帯当たり5年度につき1基まで
	指定ごみ袋制	可燃ごみ袋 20L:350円/10枚、30L:500円/10枚、40L:650円/10枚（購入金額の中に、一部収集手数料を添加している。） 不燃ごみ袋 170円/10枚（収集料金の添加なし）
白 子 町	生ごみ処理容器等購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し補助金を交付。 （コンポスター：購入額の1/2、限度額3,000円、1世帯2年度につき2基以内・生ごみ処理機：購入額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基）
長 柄 町	生ごみ処理容器設置補助金	コンポスト1基2,350円の補助金 1家庭2基以内補助金の交付を受け設置後、5年以上経過した者
長 南 町	ごみ減量化対策施設設置整備補助	コンポスト 購入価格×1/2で2,500円上限（2基まで） EMポリバケツ 購入価格（2個セット）×1/2で2,000円上限（2セットまで） 電気式生ごみ処理機 購入価格×1/2で15,000円上限
	指定ゴミ袋	収集可燃ゴミ 有料 袋 大50円 小30円
大 多 喜 町	生ごみ処理機購入費補助事業	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入者に対し1基当たり15,000円を限度に購入価格の1/2を補助する。
御 宿 町	ごみ減量化対策事業	生ごみの肥料化、減量化に係る容器購入補助金交付事業 コンポスト：購入額の1/2以内、限度額3,000円とし1世帯2個まで 生ごみ処理機：購入額の1/2以内、限度額30,000円 指定袋有（H24.10/1～） 燃やせるごみ専用袋 45L:50円/1枚 20L:30円/1枚（購入金額の中に一部手数料を添加している） 資源ごみ・不燃ごみ専用袋 45L:15円/1枚 20L:7円/1枚（処理手数料の添加なし）
鋸 南 町	指定ゴミ袋	可燃ゴミ1枚あたり20L:30円、45L:50円

ス 環境学習関連事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針	H17年3月策定 市民、事業者、学校、地域、民間団体、市などの各主体が、環境保全・創造の意欲の増進、環境教育及び環境保全活動を進めていく上での方向性を示すとともに、それを推進するために市が進める施策の方向性を明らかにする。
	環境学習モデル校指定事業	学校における環境学習の推進を図るため、市内の小学校6校及び中学校6校(各区1校)を環境モデル校として指定し、環境保全に関する各種の活動を実践してもらう。
	エコ体験スクール	小学生を対象に、民間団体を活用した参加体験型の環境学習を開催した。定員40人で6コース(日帰り型で8回実施、延べ参加者数215人)
	ちばし環境フェスティバル	市民に環境保全に対する意識を高めていただくため、「環境月間」・「環境の日」にあわせ、千葉市地球温暖化対策地域協議会と共同で講演会等を開催した。
	環境情報紙「エコライフちば」	一般市民を対象とした環境情報紙「エコライフちば」を年2回(各4,000部)発行した。
	環境教育教材等作成事業	小学校(4～6年生)を対象とした「ちばキッズエコ調査隊エコエコ大作戦」及び中学生を対象とした「中学生のための環境学習ハンドブック」を作成し、配布した。(各10,000部作成)
	ごみ分別スクール	小学校4年生を対象に、3R等についての参加体験型環境学習を開催する。 ＜平成23年度実績＞ 実施校 市内118校 参加者数 8,937人 予算額2,867,550円
銚 子 市	市民ふれあい講座「ごみの出し方・分け方・リサイクルについて」	市民・学校からの要望により、生活環境課から講師(職員)を派遣し出前講座を実施(参加人数30人)
市 川 市	いちかわこども環境クラブ	小中学生の自発的な環境学習を支援するために運営している。それぞれが目標を決めて行うグループ活動のほか、全体活動として発足式・活動発表会・親子環境教室などを行っている。 ＜平成23年度末実績＞ 登録団体数 24団体 登録者数 557人
	市民環境講座	環境問題を身近な問題としてとらえてもらうための講座を実施している。 ＜平成23年度実績＞ 開催回数 7回 参加者数 延べ 130人
	大学との包括協定に基づく講座の開放	千葉商科大学との包括協定に基づき、講座の一部を市民に開放してもらい、環境問題に興味・関心がある市民と学生が共に学ぶ場としている。＜平成23年度実績＞ 受講市民人数60名
	小中学校における環境学習の支援	小中学校における環境学習を支援するため、パンフレットの作成、教材の貸出、講師の紹介などを行っている。＜平成23年度実績＞ 回数 5回 対象者数 延べ 482人
	事業者に対する環境学習	環境問題への取り組みを推進し、企業と行政で情報の共有を図るため、毎年環境情報交流会を開催している。 ＜平成23年度実績＞ 参加人数 60名 予算額 0円
	リサイクル施設見学ツアー	分別や減量など、ごみに関する意識を高めてもらうため、リサイクル施設(ごみ処理施設)の見学ツアーを実施した。＜平成23年度実績＞ 親子対象 実施回数1回 参加人数26人 市民対象 実施回数1回 参加人数12人
船 橋 市	セミのぬけがら調査	夏の代表的な昆虫であるセミのぬけがらの調べ方を学ぶ入門コースと公園のぬけがらを調べる実践コースを実施した。(H23年度) 入門2回/64名、実践39名 159千円。
	船橋環境フェア	市民・企業・行政が一体となって環境意識向上を図るため、日頃の活動のパネル展や体験実演、発表会等を行うほか、市本庁舎内で環境パネル展を実施。(H23年度) 約3,500人、478千円。
	三番瀬生き物調査	貴重な干潟である三番瀬に住む生き物に触れることにより、干潟の自然浄化能力や生態系について学び、身近な自然への関心を深め、もって自然環境保全思想の醸成を図る。なお、H23年度は東日本大震災の影響により砂浜が立入禁止となったので中止した。
	環境新聞「エコふなばし」の配布	地域から地球的規模での環境問題を取り上げ、市民等における環境保全活動の促進を目的に、年1回各戸配布した。 予算額：948千円
館 山 市	三角コーナー水切り袋配付事業	小学校4年生に水切紙を配布し家庭雑排水の浄化を働きかける。
	環境美化ポスター募集	市内小学生より募集し、最優秀賞を翌年の環境美化カレンダーに掲載。(応募点数274点)
	春の市内一斉清掃	5月に市民とともに散乱ごみの収集をし、ポイ捨禁止を呼びかける。(1,800人参加)
	ごみの分別と出し方のマナーに関する出前講座	町内会・老人会・婦人会などを対象に、ごみの分別方法について理解を深め、実施していただくことを目的とした出前講座を行った。＜平成23年度実績＞開催回数3回 参加者数130人
	鏡ヶ浦クリーン作戦	市民、企業、団体に呼び掛け、鏡ヶ浦(館山湾)を中心とした海岸清掃を行う。春と夏、その他海岸の状況により実施する。(参加人数 春:800人 夏:1,130人 秋:830人)
	秋の散乱ごみゼロ週間	10月～11月に期間を設け、地区町内会、団体がしない清掃を行う。(実施町内会・団体数:133団体)
木 更 津 市	リサイクルフェア	平成23年11月15日に木更津市民会館フェスティバル及び生涯学習フェスティバルと共催でリサイクルフェアを開催。リサイクル促進ポスターコンクール、フリーマーケット、資源ごみ回収、ごみ減量・リサイクル啓発パンフレット配布、ゲーム等を実施。
松 戸 市	(財)松戸みどり花の基金野鳥観察会	野鳥は自然のバロメーターといわれているが、その野鳥を知ることで野鳥と自然とのかかわりを深く認識してもらうことを目的として、市内及び県内で講師3名により実施している。
	ごみツアー	清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深める。(H23年度 165名参加)
	河川見学会	公募により河川見学会を開催し、環境について学習を行う。(H23年度 東日本大震災の影響により中止)
	水環境学習	市内小中学校・団体の依頼により実施 (H23年度 3回実施 延べ199名参加)
茂 原 市	環境学習講座	①地球温暖化問題等についての出前講座 小・中学校対象 4回実施、一般団体対象 5回実施 (H23年度) ②ごみ減量・分別についての出前講座 小・中学校対象 8回実施、一般団体対象 3回実施 (H23年度)
	ミニエコ講座	H23年6月3日～6月30日実施。市役所ロビーにて人力発電機を活用した講座を開催。参加人数200人
	夏休み体験学習	H23年8月2・10日実施。手作りのソーラークッカー作りに挑戦し、その中で地球温暖化についての学習も行った。
成 田 市	長南フェスティバル・環境広場	H23年11月3・5・6日実施。人力発電を体験し、発電の大変さ、節電に対する意識高揚を呼びかけた。参加人数100人
	環境講演会	講師を招き、環境保全についての講演会を開催する。H23年度 講師「藤田弓子氏」テーマ「いつも何かにときめいていよう～身近な環境・自然～」参加人数：146人、講師「本橋敬之助氏」テーマ「いんば沼の貌(かお)～いまはこうだが、むかしはこうだった～」参加人数：54人

市町村名	名称	内容
成 田 市	屋形船による印旛沼自然観察会	屋形船に乗船し、印旛沼に直接触れて楽しむことにより、沼の実態を市民に知ってもらおう。H23 年度参加人数：47 人
	リサイクル教室・フリーマーケット	一般廃棄物の減量化、資源化啓発のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル教室・フリーマーケット等を開催する。H23 年度 9 回開催。参加人数：733 人
佐 倉 市	水辺観察会	市内の水辺環境について、講義及び野外活動を実施。(H23 年度 1 回実施 延べ12 名参加)
	印旛沼公開講座	「温故知新ーいんば沼の変貌とその歴史的背景ー」講義式講座を実施。(H23 年度 4 回開催 延べ283 名参加)
旭 市	まちづくり出前講座「ごみの減量とリサイクルへ身近なことから始めよう」	市民(10 人以上で構成された団体、グループ等)からの要望により、環境課から職員を派遣し出前講座を実施する。
柏 市	手賀沼流域フォーラム	H23 年 10 月 15 日(土)「災害と生物多様性」をテーマに講演会等を実施。
	手賀沼船上探鳥会	手賀沼に生息、飛来する野鳥の観察をとおして、自然環境の保全への意識高揚を図る。 参加者 30 名 柏市環境ステーションへ委託。
	パネル展示	H23 年 6 月 10 日(金)から H23 年 6 月 20 日(月)まで、「地球温暖化への取組と生物多様性の保全」をテーマに、そごう 5 階連絡通路でパネルを展示。
	柏の水辺めぐり	手賀沼や流域河川の浄化のため手賀沼船上見学や浄化施設の見学を実施。
	柏環境フェスタ 2011	～スマートシティ柏の未来～をテーマにスマートシティの紹介や緑のカーテン成果発表等を実施。
勝 浦 市	特別公開講座	4 回実施し、環境問題に関するテーマで講座を開催した。
市 原 市	市原市環境学習基本方針	H20 年 2 月策定。環境学習の推進に向けて「環境を自らの課題としてとらえ、その解決に向けて行動できる人づくり」を目指す。
	エコフェアいちはら	環境の月の主行事として H23 年 6 月 18 日に開催。各種団体による環境保全活動の展示・実演、フリーマーケット等を実施。来場者数約 5,500 人。
	自然観察会	ホタル観察会(89)、巨木めぐり(22)、親子で楽しむ昆虫教室(34)、いちはら自然教室(荒天中止)、水辺の観察会(雨天中止)、星空観察会(26)、野鳥観察(10)を実施。 ※()内参加者数
	市民環境大学いちはら	H23 年 11 月 27 日開講。全 8 回。約 30 人が受講。エネルギーと環境をテーマに、市全域をキャンパスとして活用し、ワークショップを取り入れながら学習する。予算額 523 千円。
	環境保全推進絵紙展	環境をテーマにした絵紙を市内在住、在勤、在学者から募集し、入賞者を表彰する。H23 年度応募総数 2,537 通。
	市原市子ども環境サミット	H23 年 10 月 15 日開催。環境活動発表、講師と児童による話し合い、約束宣言を実施
	Eco・Lab・Ichi-hara	体験型の環境学習。23 年度は、自動車からの窒素酸化物排出量の測定、廃食用油を使用したキャンドル作り等を行った。
流 山 市	市民環境講座	市民環境講座：5 回実施。参加人数 855 名 市民出前講座：10 回実施。参加人数 325 名
	生物多様性シンポジウム	基調講演や流山市生物多様性調査の結果、環境活動団体の活動報告を通じ、地球温暖化の影響による生物多様性の変化を学ぶシンポジウムを開催。 参加人数:200 人(平成 24 年 2 月 4 日)
八 千 代 市	子ども環境教室	小学校 4・5・6 年生を対象に自然の仕組みや尊さを学ぶため、実際の体験を含めた学習を行った。 参加者 31 名 (H23 年 8 月 22 日実施)
	昆虫展	水辺の自然環境調査(H14 年 3 月)時に採取した昆虫標本の展示。(H23 年 7 月 27 日～8 月 4 日まで実施) 来場者 283 名・期間中に学習会を開催した。(7 月 29 日)参加者 17 名
	里山楽校	平成 23 年 10 月 15 日開校。全 7 回。受講者 18 名。島田谷津近くの里山において、チェーンソーの安全講習や竹林整備に必要な技術や知識などを学んだ。
	やちよ里山シンポジウム 2012	平成 23 年 3 月 24 日開催。119 名参加。里山活動に関する講演会を開催し、保全活動と生物多様性について学び考えた。
我 孫 子 市	手賀沼船上学習	手賀沼の現状を知るとともに、自然への関心向上のため、おもに市内小学校 5 年生を対象に実施している。 (平成 23 年度は 215 人が参加。予算 367 千円)
	夏休みの環境学習	夏休み期間中、小学生を対象に様々な環境学習会を実施。(平成 23 年度は 5 回実施、参加者 124 人。予算 50 千円)
鴨 川 市	学校花壇コンクール	小中学校の児童・生徒が整備した花壇を対象に花壇コンクールを実施
	施設見学会	市内小学生のごみ処理施設、し尿処理施設の見学会。
鎌 ヶ 谷 市	子ども環境講座	小学生を対象とした環境保全啓発事業として実施。H23 年度は 3 回実施、参加人数延べ 42 人。
	市民環境講座	成人を対象とした環境保全啓発事業として実施。H23 年度は 7 回実施、参加人数延べ 312 人。
	講師派遣事業	市職員を講師とした環境学習会「家庭でできる水質浄化」を H23 年 6 月 8 日実施。参加人数 30 人
	環境フェア	環境保全意識向上を図るため、環境保全団体等によるパネル展示及び活動報告、緑のカーテンコンテスト表彰式、パネルディスカッション、映画上映等を実施。H23 年度は参加人数約 350 人。
君 津 市	環境フェア	リサイクル推進ポスター展、環境講演会(テーマ「放射線と健康影響について」)、環境啓発に関するブース
	消費生活展	生ゴミ処理機、ビン類リサイクル等の展示、パネル展示(節電対策・浄化槽)、リサイクル推進ポスター展
	学校版 ISO 認証事業	H18 年 4 月から実施 本制度は、市内の小・中学校で ISO 14001 に準じた取り組みとして、環境方針を定め、行動内容・役割分担などを計画・行動・点検・見直しの仕組みが構築され、学校の自主的な環境配慮の取り組みを奨励。
富 津 市	エコスクール	環境についての学習会 参加人数 30 名
浦 安 市	環境フェア	市民に環境問題を身近なものに感じていただくための啓発を目的とし、一人ひとりが自発的に環境保全活動に取り組む機会となるよう啓発を行う。
	環境ポスター展	市内小・中学生を対象に、環境全般に関するポスターの募集及び展示をする。
	環境学習	市民の環境問題などについての意識を高め、自ら進んで環境に配慮した行動を学んでいくための環境学習関連講座を行う。(環境学習、自然体験講座など)
	環境学習基本方針	平成 22 年 3 月策定。 家庭や地域、市民活動団体、学校、事業者、行政の連携と協働のもとで、環境学習に対する意識を高め、環境に配慮した行動の推進を図るための考え方や方向性を示すことを目的とする。

市町村名	名 称	内 容
四 街 道 市	講演会	市民を対象とした放射能に関する講演会を1回実施。テーマ「放射能に関する基礎知識とヒトへの影響について」
袖ヶ浦市	環境学習講座 自然散策会	年4回 環境に関するテーマについて 参加者毎回約30人 (年2回 袖ヶ浦市内 参加者毎回約30人)
印 西 市	印西市自然探検隊	市内の自然環境とそこに生息する生物の実態を知ってもらい、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る。
白 井 市	環境学習講座	市民の環境保全意識の高揚及び環境学習の充実を図ることを目的に、自然環境の保全など環境に関するテーマを定め学習する講座を開催する。参加人数：5講座180名。
	しろいエコノート（小学生環境家計簿）	環境学習の一環として、こどもエコノートを作成し、小学校3年生に配布。
	小学生と福祉作業所の生徒との協働学習	水質浄化学習としてEM団子を作成し、金山落及び富士水路に投入。水質浄化経過を観察する。
	第10回環境フォーラム	H24年2月25日開催テーマ：「自らの手で守ろうふるさと白井の自然と環境」～白井のごみ減量と環境力の向上～ 内容：基調講演、事例発表、パネルディスカッション。
富 里 市	ごみ処理・リサイクル施設見学会	・ごみの処理施設及びリサイクル中間処理施設の見学会を開催することによって、ごみ減量化・資源化に対する市民意識の高揚を図る。
	クリーンセンター見学会	市クリーンセンターの施設を見学する。（随時実施）
	環境美化ポスター展	小学校5年生を対象に環境美化に関するポスターの募集と展示を行う。
南 房 総 市	夏休みちびっ子リサイクルセミナー	小学4～6年生を対象に環境学習を通じてリサイクルの知識の習得を図る。
	市民環境大学	様々な環境問題に対する学習及び日常生活等における環境活動の実践を促進するとともに、「エコリーダー」として環境ボランティアへの参加や普及の役割を担う人材を育成する。（H23年度全7回、延べ220名参加）※H23年度で終了
	市民環境学習会	一般市民や事業者を対象に、身近な環境問題について市民が参加しやすい休日を利用して、学習会を実施。（H23年度 H24.1.28開催、参加者45名）
	学校環境学習会	学校環境学習として、H20年度より小・中学校に千葉県環境学習アドバイザー等の講師を派遣し、環境学習を行っている。（H23年度 4校、参加者267名）
	環境ポスターコンテスト	市内小学4～6年生を対象に環境ポスターを募集し、コンテストを実施。入賞作品を公共施設に展示し、市民等に啓発・推進を行う。入賞作品は、市が作成するエコライフカレンダーに掲載する。（H23年度 応募546名）
香 取 市	環境標語コンテスト	中学生以上の市民等を対象に環境標語を募集し、コンテストを実施。入賞作品を公共施設に展示し、市民等に推進・啓発を行う。（H23年度 参加者624名）
	香取市環境フォーラム2011	H23年11月6日（日） テーマ：資源循環型社会とふるさと香取の再生 内容：基調講演・活動報告 参加人数：約80人 同時開催イベント：環境川柳・パネル展
い す み 市	環境学習会	市民を対象に環境への認識をより深めていただくための環境学習会やボランティア活動等を実施する。
栄 町	栄町廃棄物減量等推進員視察研修	資源物（プラスチック製容器包装）のリサイクル工場で栄町廃棄物減量等推進委員に栄町から排出された資源プラがリサイクルされる様子を視察してもらい、ごみ減量化・資源化の推進を図る。

セ 環境保全活動への助成

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	地域環境保全自主活動事業補助	市内で環境保全活動を自主的に実施している団体に対し、予算の範囲内で直接経費の90%（限度額15万円）を補助する。
	低公害車導入補助事業	H4年4月1日より実施。ごみ収集事業者、貨物・旅客運送事業者などを対象に、天然ガス・ハイブリッドのトラック・バスなどの低公害車の導入費用の一部を補助する。
銚 子 市	きれいなまちづくり環境保全活動費補助	市民等で構成する団体が行う環境保全活動に要する経費の一部を補助する。（H20年3月3日制定）
	地域環境保全活動支援	産業廃棄物の不法投棄防止活動を実施している自主警備団に対し支援を行う。（H12年10月制定）
市 川 市	環境活動推進連絡会	環境活動団体間の情報交換・情報提供を目的としたネットワークで、平成12年5月に発足した。 ＜平成23年度末実績＞ 登録数 39団体
	環境活動団体支援事業	市民や市民団体の自発的な環境活動を推進するため、民間団体の活動を支援する。登録した団体を対象に、講師の派遣・教材等の貸出・情報提供等を実施している。＜平成23年度末＞ 登録団体数 33団体
	雨水貯留浸透施設設置助成事業	地下水涵養、水資源の有効利用のため、雨水小型貯留施設（雨桶取付型、浄化槽転用型）、雨水浸透施設（浸透樹、トレンチ）を設置する市民に助成を行っている。 ＜平成23年度実績＞ 助成件数 貯留施設 29件 浸透施設 2件
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し補助を行うもので、一基あたりの補助金額は756,000円を限度としている。 平成23年度の補助設置基数は11基。
館 山 市	河川浄化活動補助金	住民の環境浄化への意識の高揚ときれいな海を取り戻すことを目的とする。
木 更 津 市	木更津市盤洲干潟保全事業	市民が盤洲干潟の自然とふれあえるよう、またその保全意識を高めることができるよう自然環境保護団体の活動に対し補助金を交付する。

市町村名	名 称	内 容
松 戸 市	松戸市地区環境美化組織連合会事業補助金	地域の環境美化活動を自主的に行うことを目的とした町会・自治会が集まって構成する松戸市地区環境美化組織連合会に対し補助金を交付し、組織の運営及び活動内容の充実を図る。補助金額 320 千円 (H23 年度 69 町会 35,861 世帯)
	水質浄化活動団体等に対する助成金	市内河川の水質浄化活動(周辺美化も含む)を支援するため、その活動に要する経費について補助金を交付する。構成員数 20 名以上(助成金は経費の 1/2 以内で 5 万円を限度とする) 補助金額 600 千円 (H23 年度 11 団体)
茂 原 市	容器包装廃棄物等回収報償金事業	自治会、子供会、婦人会、老人会、学校及び P T A が行う資源ごみ回収事業に対し、報償金を交付。
成 田 市	地域環境啓発事業助成金	なりた環境ネットワークの会員が行う環境保全活動、環境学習活動、アダプト制度等への助成・支援として、5 万円を限度に学習用具・清掃用具等の提供を行う。
	じんかい集積所設置費補助金	じんかい集積所等を新設、改造する区・自治会等に補助金を交付する。
旭 市	きれいな旭をつくる会補助事業	きれいな旭をつくる運動を推進するため、環境美化活動を推進する地区への助成を行う。
柏 市	柏市市民公益活動補助制度	ボランティア活動やまちづくりに関連する活動など非営利かつ自主的な市民公益活動を行う団体を対象に補助金を交付。 ①立ち上げ支援(たまごコース):活動事業費の 9/10 で上限 10 万円 ②自立支援(ひよこコース):活動事業費の 1/2 で上限 50 万円 ③連携支援(かるがもコース):活動事業費の 1/2 で上限 50 万円
	環境保全ポスター・標語の表彰 不法投棄監視パトロール	ポスター・標語を通じて環境保全の意識高揚を目的に実施 民間警備会社に年 32 回の夜間パトロールを業務委託
市 原 市	市原市水辺美化活動事業補助金	市内の河川敷等において、美化活動を行う団体に対し、その経費の一部を交付する。H16 年 4 月 1 日施行。
	3 R 推進月間ポスター表彰	3 R 推進月間(10 月)にあわせ、市内小中学校を対象にごみの減量化とリサイクルをテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を表彰している。
	清掃事業功労者への感謝状贈呈	清掃事業の推進及び環境美化等に貢献した者に対し感謝状を贈呈する。
流 山 市	地球にやさしい住宅設備設置奨励金	地球温暖化対策として、「太陽光発電設備」「太陽熱温水器」「CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器」及び「ガスエンジン給湯器」等を設置する市民に対し、奨励金を交付。H20 年度当初予算額 800 万円
我 孫 子 市	我孫子市雨水貯留タンク設置補助金	市内に所有する家屋等(建築物)の敷地に、150 リットル以上の雨水貯留タンク(雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減効果施設。)を設置しようとする者に補助。補助額:1 基 30,000 円(2 基以上 50,000 円)を限度。
鴨 川 市	生活環境整備促進事業補助金	地域の環境美化活動を通じ住民の連帯意識の高揚と健康で明るい地域づくりを積極的に実施する団体に補助金を交付する。
	ごみ集積施設整備事業補助金	地域で設置するごみ集積施設に要する費用の一部を補助することにより、環境美化と衛生的な処理の普及を図る。(1 施設につき購入費の 1/2 の額。上限 25,000 円)
富 津 市	環境美化事業補助金	環境美化活動を積極的に実施する市内の団体に補助金を交付する。
浦 安 市	三番瀬を保全する市民の活動への支援	市民団体が主催する三番瀬クリーンアップ大作戦やミニクリーンアップに対して支援を行う。
四 街 道 市	環境美化表彰	市内において環境美化活動を行い、その推進に顕著な功績のあった者を表彰することにより、その功績をたたえ環境美化意識の高揚を図る。被表彰者:個人・団体 10 名以内
	小規模雨水利用設備設置補助事業	雨水の有効利用を推進するため、自らが居住する住宅に小規模雨水利用設備を購入し、設置した市民に対し補助金を交付する。
	自然環境保全市民活動支援事業	自主的に自然環境保全活動に取り組む団体及び当該活動を協働して行う土地所有者に対し、生物生息空間の保持又は復元に必要な事業に係る経費に対し補助金を交付する。
袖 ヶ 浦 市	住宅用太陽光発電システム設置補助	地球温暖化対策として、環境にやさしい自然エネルギーの普及を目的とし、太陽光発電システムを設置する市民の方に対し予算の範囲内で補助金を交付する。1kW 当たり 3 万円 上限 12 万円
印 西 市	環境保全に関するポスター・標語のコンクールの実施	ポスター・標語を通じて、現代の環境及びごみ問題についての意識の高揚、また資源循環の大切さと呼びかけ、ごみ減量化・再資源化を広く推進し、啓発することを目的に実施。
白 井 市	生活環境指導員	市内各地域における廃棄物の排出方法及び不法投棄の現状を把握するために、生活環境指導員を設置。
富 里 市	不用品集積所設置補助金	不用品集積所の設置に要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全を図り、市民生活の向上を図る。費用の 1/3 の額 上限 18,000 円/1 カ所
南 房 総 市	ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する市内の行政区に対し、補助金を交付。1 施設につき事業に要する経費の 1/2 以内とし、25,000 円を限度。
	環境美化活動推進事業の補助	H22 年 7 月制定。市の環境保全のため、市内の行政区又は地区で行う環境美化、景観美化、衛生環境美化に関する活動に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。区域の世帯数に 200 円を乗じ、行政区に対しては上限 50,000 円、地区に対しては上限 500,000 円とする。
香 取 市	香取市環境保全活動ネットワーク事業補助金	市内で活動する環境保全団体の連携を促進し環境保全活動のネットワーク化を図る。 対象団体:香取市民環境ネットワーク 補助金額:1/2 最大 100,000 円
	香取市黒部川地域環境保全協働事業補助金	黒部川地域の豊かな自然環境を保全し、ふるさとの川として次代に継承するため、補助金を交付する。 対象団体:黒部川をふるさとの川にする会 補助金額:1,000,000 円
山 武 市	不法投棄防止活動団体支援事業	環境活動に要する経費、パトロール車の維持に要する経費などに対し補助金を交付する。(1/2 以内。20 万円を限度)
い す み 市	不法投棄等の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等の情報提供に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。(旧岬町)
東 庄 町	不法投棄廃棄物処理費補助金	地域の環境衛生を図るため、不燃物置場・リサイクルステーションに不法に投棄された処理経費に対し、補助金を交付する。不燃物置場を設置している区が対象。
	環境衛生改善施設費補助金	地域の環境衛生を図るため、町民が共同で管理する環境衛生改善施設に対し補助金を交付する。
横 芝 光 町	資源ごみ集積所施設整備事業	地域で発生する資源ごみの適正な管理、環境保全を図るため、資源ごみ集積所施設の整備に対して補助金を交付。補助金額は、整備に係る資材費の全額。(上限、新築 30 万円・増改築 20 万円)

市町村名	名 称	内 容
白 子 町	環境美化活動推進事業助成金	南白亀川及び周辺地域の環境美化及び水質保全活動を実施している「南白亀川を守る会」に対し助成金を交付。
長 柄 町	不燃物等収集ステーション整備事業補助金	S51年1月11日告示 町民の生活環境の向上を図るとともに、町の自然環境保全の推進を図る。 施設の設置に要する経費の2/3以内で予算の範囲内
長 南 町	不法投棄の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
御 宿 町	環境保全推進事業	団体が実施する再資源化に係る有価物回収事業に対し、補助金を交付する。(営利を目的とするものを除く。) 有価物回収重量3円/kg
鋸 南 町	鋸南町ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより、環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する行政区に対し、補助金を交付する。1施設につき事業に要する経費の1/2以内とし、25,000円を限度。

ソ 環境白書作成状況

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市環境白書	
市 川 市	市川市環境白書	「市川市環境基本条例」に基づき、環境の現況、環境の保全及び創造に関する施策の進捗状況、環境施策の動向等を盛り込み作成。平成23年度は140部作成。
船 橋 市	環境白書(船橋市の環境)	
松 戸 市	環境の現状と対策	
成 田 市	成田市の環境(環境白書)	
佐 倉 市	佐倉市環境白書	H24年2月発行
習 志 野 市	データで見る習志野市の環境 習志野市環境白書	
柏 市	柏市環境白書	毎年作成
勝 浦 市	勝浦市環境白書	
市 原 市	いちはらの環境	S47年12月、市原市初めての環境白書が発行された。毎年、環境の状況や環境保全に関する施策の実施状況を取りまとめた「いちはらの環境(環境白書)」を発行している。
流 山 市	流山市環境白書	
八 千 代 市	八千代市の環境	
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市環境の概況	環境行政の推進や現状と対策等をまとめた編集冊子。H24年3月発行。
君 津 市	きみつの環境	前年度における環境の現状と対策、新たな環境施策の取組などをまとめている。
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦の環境	毎年作成している。
八 街 市	八街市環境白書	
印 西 市	印西市環境白書	
白 井 市	白井市環境白書	H24年3月発行
香 取 市	香取市環境基本計画年次報告書 香取市環境対策実施報告書	環境基本計画に沿った、事業報告並びに各種測定結果

タ その他の取組

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策事業	H11年2月、環境基準項目になったことを契機に、市内の汚染実態を調査した結果、広範囲で汚染が確認されたことから、緊急対策として、浄水器設置補助及び水道配水管布設補助等を行い、安全な飲料水の確保を図る。
銚 子 市	環境監視員の設置 不法投棄監視カメラの設置	廃棄物の不法投棄の早期発見、早期対応のため警察官OBを採用し、監視強化を図る。 移動可能な不法投棄監視カメラを3台リースし、不法投棄が多発又はそのおそれがある場所に効果的に設置する。
市 川 市	グリーン購入の推進	グリーン購入を全庁的に推進するため、購入に関する指針と方針を定め取り組んでいる。 平成23年度は19分類259品目について取り組んだところ、当該品目の平均調達率は98.5%で、概ね目標を達成した。
	環境マネジメントシステムの取組	環境配慮活動の推進及び環境基本計画に基づく各種事業の推進を図るため、平成13年10月より環境マネジメントシステムによる取組を開始し、現在、市役所本庁舎などの20施設を対象に運用している。(平成14年3月より平成23年2月まではISO14001の認証を登録、同年3月以降は自主運用。) また、市川市クリーンセンターにおいても本庁舎等とは別に環境マネジメントシステムによる取組を行っている。(平成12年2月より平成23年1月までISO14001の認証を登録し、その後は自主運用。)
	屋上等緑化助成事業	都市の緑化を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化に対し助成している。<平成23年度実績なし> 補助件数 0件 緑化面積 0㎡
船 橋 市	清掃工場におけるISO14001の取組	地球環境に与える環境負荷を減らし、環境にやさしい清掃工場を目指すものとしてISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築し、省資源・省エネルギーに向けた取組を実践している。
	施設見学バス	ごみ減量施設見学バス(リサちゃん号)の運行。町会・自治会・PTAなどを対象としている。

市町村名	名称	内容
船橋市	不法投棄対策事業	市職員による不法投棄等の監視、パトロールを行なうとともに郵便局・NTT 東日本・東京電力・京葉ガス・京葉地区タクシー運営協議会と不法投棄に関する情報提供の覚書を締結し、不法投棄の防止、早期発見を図る。
館山市	不法投棄監視員制度	市内各地域における廃棄物及び土砂等の不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図る。
木更津市	不法投棄監視員	災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄の早期発見、早期処理及び未然防止に努め、市民の快適な環境に資するため不法投棄監視員を配置し、環境保全を推進する。
野田市	不法投棄パトロール	廃棄物減量等推進員による市内パトロールを実施。
	剪定枝等堆肥化事業	H12年3月31日～廃棄物の発生を抑制し再利用を促進するため、剪定枝等の資源を活用して良質な堆肥を生産し、化学肥料等の減量等による環境保全型農業を推進する事業
茂原市	「エコステージ1」認証取得	環境マネジメントシステムの「エコステージ1」をH17年2月28日に取得。
成田市	駅前クリーン運動	毎月21日、商工会議所、各事業所、市職員により成田駅周辺から市役所までのごみ拾いを実施。 H23年度8回実施、参加人数：1,041人
	緑化推進事業	年2回、自治会等へ花の苗を配布し、緑地に植栽、管理してもらう。
東金市	あしたの森育成事業	人と共生する自然である雑木林を未来の子供達に残そうという趣旨で、市民・企業と協働して15年3月に植樹を行った。その後は草刈りや散策の整備などを続けている。
旭市	不法投棄監視員の設置	市内における廃棄物、土砂等の不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。 「旭市不法投棄監視員設置要綱」H18年4月1日制定。
	容器包装リサイクル推進委員の設置	容器包装廃棄物の適正な分別排出を推進する。 「旭市容器包装リサイクル推進委員設置要綱」H17年7月1日制定。
柏市	かしわ環境ステーションの運営	H17年10月開設。市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市が協働し、環境学習や環境研究、環境情報の交流をすすめる拠点として運営。
	柏市環境管理システム（KEMS）の運用	平成20年4月より、市内全施設を適用範囲とした独自の環境管理システム（KEMS：Kashiwa Environmental Management System）を構築し、運用を開始した。主な特徴として、文書管理の簡略化、市民・事業者による外部監査の実施などが挙げられる。
勝浦市	不法投棄監視員設置	市内各地区担当12名を配置
	一日清掃	市内各地区で年6回行なわれる清掃活動を助成
流山市	エコアクション21	平成21年3月31日にエコアクション21を認証取得。
	路上喫煙及びポイ捨て防止等キャンペーン	路上喫煙及びポイ捨て及び飼い主による犬のふんの放置などを防止するキャンペーンを実施。延べ16日間。
	まちをきれいに志隊事業	「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に基づき、きれいなまちづくりの推進を図るため、平成23年8月から平成24年1月まで市内全域において「まちをきれいにするパトロール」と駅前の「路上喫煙及びポイ捨てパトロール」の強化を実施。
八千代市	不法投棄連絡員制度	各地域における廃棄物等の不法投棄等の現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊を未然に防止するために、不法投棄連絡員制度を設置することにより、市民の快適な生活環境の保全に資する。八千代市不法投棄連絡員制度設置規定（H4年10月1日制定）
我孫子市	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
	路上喫煙防止対策事業	清潔で安全かつ快適な生活環境の確保を目的とするもの。 H17年4月から条例改正を行い、道路などの公共の場所での喫煙を禁止、同年7月から警察OBなどからなる環境安全指導員が駅周辺を中心に違反者に対し口頭指導や過料徴収を行っている。駅周辺にポイ捨てされるタバコの吸殻は条例施行前と比較して約1/4になった。
鴨川市	不法投棄監視員制度	廃棄物等の不法投棄を未然に防止するため、市内各地区へ監視員を設置する。
	ごみゼロ運動	市内全域にて市民・団体等によるボランティア清掃。
鎌ヶ谷市	環境美化運動	毎年、関東甲信越圏の1都10県で「ごみゼロデー」と定める5月30日に一番近い日曜日に、自治会などが中心となって、市内全域の道路に散乱する空きビン、空き缶などを清掃する。
	生活排水対策啓発用リーフレット作成	鎌ヶ谷市生活排水対策推進計画に基づき各水系ごとの散策マップや水質状況を記載したリーフレットを作成し、水辺環境に関する意識の高揚と関心をもってもらうため作成。
君津市	不法投棄監視員の設置	市内の各地域における廃棄物の不法投棄及び土砂等による埋立ての現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。 君津市不法投棄監視員設置要綱 H2年10月1日制定
	環境監視員の設置	市内における廃棄物の不法投棄や土砂等による埋立ての現状の把握、特定建設作業の届出の確認、野焼きの指導など、市民の快適な生活環境の保全に資する。 君津市環境監視員設置要綱 H15年4月1日制定
	ISO14001	H17年2月23日取得
	君津市散乱ごみ一掃クリーン作戦	年2回、市内全域にて市民総参加によるごみ一掃クリーン作戦。
富津市	不法投棄監視員制度	廃棄物の不法投棄等の状況を把握し、不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境を保全する。
	環境監視指導員の設置	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生並びに廃棄物の不法投棄を早期に発見することにより市民の生活環境を保全する。
浦安市	あき地の草刈り指導	浦安市あき地に係る雑草等の除去に関する条例。
	ESCO事業	市の率先行動として、総合体育館へのESCO事業を実施。
四街道市	不法投棄監視員制度	市内における土砂等の不法投棄等を未然防止・早期発見のため、監視員による監視活動を実施し、快適な生活環境を保全に資する。
八街市	不法投棄監視員の設置	不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
印西市	クリーン印西推進運動	月1回、市内各種団体、市内事業所が散乱ごみの清掃活動を行う。
	不法投棄防止対策事業	市職員及び民間警備会社による夜間パトロール、不法投棄監視員による監視活動、広報を利用した不法投棄に関する情報提供・不法投棄対策の呼びかけ・意識啓発、不法投棄防止看板の貸与等を実施。

市町村名	名 称	内 容
白 井 市	ポイ捨て防止キャンペーン	ポイ捨て防止キャンペーンとして街頭啓発を行う。
	不法投棄等の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等の情報提供に関する覚書を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
富 里 市	アダプトプログラム（里親制度）	一定区間の道路を自らの「養子」とみなし、住民や事業者等からなる自発的なボランティア（「里親」）によって、継続的な散乱ごみの収集を行っていただく制度をH14年4月1日に導入。
	不法投棄監視員	市内の不法投棄等の現状を把握するため、20歳以上の市民の中から不法投棄監視員を委嘱する。H3年から実施。
南 房 総 市	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。
	海岸清掃	市内各地域で住民・ボランティア等による海岸清掃を実施。
匝 瑛 市	不法投棄監視事業	不法投棄の未然防止・早期発見のため、不法投棄監視員による監視活動を行う。 「匝瑛市不法投棄監視員規則」（H18年4月24日）
	空き地の草刈指導	匝瑛市まちをきれいにする条例に基づき、雑草等の繁茂する空き地等の所有者に対する草刈指導通知。
香 取 市	不法投棄監視員の設置	30名の監視員により、不法投棄等の未然防止を図る。 「香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱」（H18年3月27日）
	ペットボトルキャップ回収運動	市民や市内小中学校、幼稚園の生徒によるペットボトル回収運動の実施を通じ、リサイクル意識の向上と、資源化に係る費用の削減を図る。
山 武 市	環境監視員設置事業	廃棄物の不法投棄を未然に防ぎ、市民の生活環境の保全に資する。
酒 々 井 町	不法投棄監視員の設置	廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
東 庄 町	不法投棄監視員設置	不法投棄を未然に防止し、生活環境の保全に資する。
芝 山 町	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
横 芝 光 町	不法投棄防止・リサイクル啓発キャンペーン	産業まつりで不法投棄監視員、環境美化推進員、環境美化協力員が不法投棄防止とリサイクル意識向上のための啓発物資を配布。
	里親ボランティア	光地域で町内道路周辺に捨てられたごみを里親として登録されたボランティアが回収する活動。
	町内一日清掃	行政区ごとに年2回、捨てられた缶・ビン・粗大ごみ等の回収や草刈りを行う。
	空地の雑草等の除去に関する条例	雑草が繁茂し適切な管理がなされていない空地の所有者に対し、適正な管理を指導する。
睦 沢 町	不法投棄監視員制度	不法投棄の監視員16名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行い、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。
長 生 村	不法投棄監視員制度	各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に資する。 長生村不法投棄監視員制度設置要綱 H3年11月1日制定
	環境美化推進員の設置	美しく住みよい環境づくりを目指し、住民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。 長生村環境美化推進員設置要綱 H10年3月16日制定
白 子 町	環境保全推進事業	白子町シルバー人材センターに委託し、定期的に町内道路等の不法投棄物収集及び清掃作業を実施。
長 柄 町	不法投棄監視員等設置	町内における廃棄物等の不法投棄による災害の発生および自然環境の破壊を未然に防止するとともに、不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設け環境行政の効果的な推進を図り、もって町民の生活環境の保全に資することを目的とする。
長 南 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行っている。
御 宿 町	古紙回収	町全戸対象の古紙回収（週1回）、町協力団体による古紙の回収。（月1回）

平成24年版

環境白書(資料編)

発行年月

平成24年12月

編集・発行

千葉県環境生活部

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話 043-223-4660

印

刷

株式会社 白樺写真工芸
